
第2回 日吉津村議会定例会会議録 (第2日)

令和4年6月7日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和4年6月7日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 長谷川 康 弘	2番 井 藤 稔
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 山 路 有

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 小 乾 敬 介 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長 (選挙管理委員会事務局長)	小 原 義 人
総合政策課長	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。令和4年6月第2回定例会本会議2日目、一般質問を開会します。

開会に当たり、議長として一言申し添えたいと思います。

県下、町村議会において、おおよそ全議員が一般質問を行う議会は、そうそうあるものではありません。議員各位の村政に関心のある積極的な姿勢と評価するものであります。執行部におかれましては、真摯な答弁をお願いするところであります。よろしくお願いいたします。

それでは、開会いたします。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

ここで、通告者の紹介をしておきたいと思います。

通告順に紹介してまいります。通告1番、松田悦郎議員。この後、午前9時から行います。通告2番、前田昇議員、午前9時50分から行います。通告3番、松本二三子議員、午前11時5分から行います。通告4番、三島尋子議員、午後1時から行います。通告5番、井藤稔議員、午後2時から行います。今日はこの5人が一般質問を行います。明日、6月8日は、3名の議員が一般質問を行います。通告6番、河中博子議員、午前9時から。通告7番、長谷川康弘議員、午前9時50分から。通告8番、橋井満義議員、午前10時45分から行います。以上、2日間で8名の一般質問を許したいと思います。

それでは、早速、通告1番、松田悦郎議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） おはようございます。8番、松田です。

最初に、村独自の空き家対策条例の設置について質問します。国において、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年に施行され、その中で、空き家は、特定空家として認定されれば、助言、指導、勧告または命令ができることになっています。加えて、所有者が命令を履行しない場合や、所有者を関知できない場合であっても、要件が明確化された行政代執行法の方法により、強制執行が可能となりました。さらに、特定空家に認定されれば、固定資産税が6倍に上がるとされてます。本村では、これまで空き家に関しては、その所有者に対し村行政から文書に

より適正な管理について指導されています。また、多くの市町では、空き家対策の難しさに苦勞されている状況で、空き家対策適正管理条例の施行や、検討されている自治体もあります。本来、空き家は個人の財産であり、空き家の所有者及び管理者が自らの責任によりの確に対応することが前提とされていますが、適切に管理されず、放置されているものが多く、行政に寄せられる地域住民からの苦情や相談が、近年急激に増加している状態であると他市町からも報告されております。村内でも、居住者のいない空き家が、地域の安全、衛生、防犯、火災等の様々な問題を引き起こす可能性があることを踏まえ、空き家対策特別措置法に基づき、空き家対策計画を作成するとともに、今後、人口減少や高齢化、核家族化などで空き家が増加することが予想される中で、村独自による空き家対策条例を早急に設置されたい。

次に、副村長の設置の考えについて質問いたします。令和元年6月議会において、同様な質問をしましたが、その当時は、村長に就任後1か月半であり、副村長を置くことはもう少し考えたいとの答弁でありました。しかし、今年で村長に就任され3年が経過し、これから2期目に向かって今後世の中が大きく変化する可能性もある中で、さらに良好な行政運営と新たな行政サービス提供のスタイルの構築が重要となってきます。また、副村長を置かない理由は、様々な考えがあるかもしれませんが、しかし、村長は個人であります。その前に、村民の固有の財産でもあります。そこで執行部の体制を強化するため、地方自治法第161条に基づき、副村長を置くことが適当と思うが、その考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） おはようございます。本日は、一般質問ということで、まず、松田議員からの御質問にお答えをしまいたいと思います。

大きく2点ございました。1点目が、村独自の空き家対策条例の設置についての御質問、2点目が副村長設置の考えについての御質問でございます。

まず、1つ目の村独自の空き家対策条例の設置をという御質問でございますけれども、この空き家というのは、議員のほうからもありましたように、これは、個人の資産である一方で、防犯、倒壊、火災、衛生、景観、周辺環境への影響など、様々な面で周囲への悪影響を及ぼすという可能性もあるものでございます。こうしたことから、この空き家の解消というのは、大変重要な課題であるというふうに認識をしています。空き家の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、適切な管理に努めるものと、これ、法律のほうでもされており、空き家の解消には、所有者の御理解、御協力が必要であるところでございます。しかし、その家への思い出であるとか、愛着などによる利活用への抵抗感であったり、あるいは、医療施設や高齢者

施設等への入所を余儀なくされたり、あるいは、認知症や病気等で利活用の判断ができなくなったりと、または相続問題等々、様々なこれは、それぞれの課題があるというふうに認識をしています。

本村の空き家の状況を少し申し上げたいと思います。今年、令和4年の5月現在で、村内、確知している空き家は、33軒あるということでございます。令和2年10月に総合政策課のほうに移住定住総合相談窓口を設置をしております、この中で、空き家の売却等について、皆様から気軽に相談していただけるような窓口を設置しているところでございます。また、平成27年、令和2年、令和3年に、空き家所有者等に対して移住定住促進のアンケートという題目で今後の利活用についての調査を実施したところでございます。この回答内容に基づいて、売却に向けて、鳥取県宅地建物取引業協会へのあっせん、税金、相続等の相談やアドバイスを行っているところでございます。そうしたことにより、令和2年度から現在にかけて、合計15軒の空き家の解消につながっているところでございます。現時点で、不動産業者が販売中の空き家は、1軒となっており、村ホームページの土地、建物の物件情報の中古住宅として掲載をしているところでございます。ピーク時には、48軒の空き家がありましたが、申し上げたような村独自の空き家対策によりまして、現在の空き家は、33軒というふうに減少をしているところでございます。

また、村民の方にも、この空き家の状況を認識をしていただくために、自治連合会で各自治会長さんのほうに情報提供を行っております。また、令和2年度からは、建築、不動産、法律の各専門団体と県、市町村で構成するとっとり空き家利活用推進協議会に加入をし、空き家の相談体制の充実を図り、空き家の利活用推進を図っているところでございます。この6月10日の金曜日には、米子コンベンションセンターにおいて、協議会主催の空き家の相談会も開催する予定と伺っております。

それから、令和3年度、昨年度でございますが、都市計画法第34条第11号指定区域、これは、市街化調整区域内の規制緩和区域ですけれども、この区域を拡大をし、空き家の解消がスムーズに進むように、こういった対策も行っているところでございます。

なお、空き家対策条例ですけれども、この空き家対策計画、空き家対策条例の県内の市町村の状況につきまして確認をしましたところですが、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する市町村が定める空家等対策計画につきましては、県内15市町が策定済みということでございます。同法第7条1項に規定する協議会は、15市町が設置済み、空き家対策条例も、15の市町が制定済みということでお聞きをしています。

空き家につきましては、先ほど申し上げたとおり、様々な面で周辺に悪影響を及ぼす可能性が

ございます。また、人口減少、高齢化、核家族化等により、今後、空き家は増加することも予想されるところでございますので、所有者への空き家の解消のための働きかけとともに、空き家となる前に、相続などについて、親族間で話し合っただくなどの空き家の発生防止策の周知にも取り組み、移住定住の促進のための利活用というの推進をしてみたいというふうに考えております。そうした取組を進める一方で、やはり、個別の事情もあって、思うように利活用や除去、撤去ができない空き家があることも認識しているところでございます。

空き家の所有者に対する行政指導や撤去等の措置を行う場合に、この場合には、条例の制定が必要となってきます。また、空き家の除去等の国の補助事業を活用する場合には、先ほど申し上げました空家等対策計画の策定、それから、協議会の設置が必要となってきますので、今後の空き家の状況等を勘案しながら、必要に応じて、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、副村長設置の考えについての御質問でございます。議員御指摘のとおり、人口減少や少子高齢化、災害の大規模、激甚化、このたびの100年に一度と言われる新型コロナウイルス感染症の蔓延、デジタル化社会の本格的な到来など、現在、世の中は、大きく変化をしつつあるところでございます。そうした世の中や社会の変化に対して、我々地方公共団体としての的確な対応、不透明な中であってもよりよい対応を行っていく必要があるものと考えております。

本村におきましても、現在、継続してコロナのワクチン接種を行うなどこの対策を継続する一方で、複合型子育て拠点施設の整備、農業や農地を次世代につなげる取組、土地利用計画や空き家の問題、自治体DX、デジタルトランスフォーメーションなど、新たに取り組むべき課題も増えてきている現状でございます。令和2年度には、総合政策課を設置をし、新たな課題や全庁的な取組などの推進を図っているところでございますが、この9月からは、新たな子育ての拠点施設、ミライトひえづも開館する予定となっております。これに関しましては、今6月議会に関連の条例整備などを提案をさせていただいているところでございます。地方公共団体として、新たな課題に対応し、よりよい行政サービスを提供していくため、それに対応できる組織体制を常に検討していくべきものと認識をしています。このたびの新しい子育て拠点施設の設置などといった動きも踏まえ、組織全体を点検してみる必要があるのではないかとというふうに考えています。そうした全体の点検を行う中で、議員御指摘の副村長の設置の必要性についても検討をしてみたいというふうに考えております。

以上、松田議員からの一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより、再質問を行います。

松田議員。

○議員（８番 松田 悦郎君） 今、空き家の関係で村長から伺いまして、検討も含めてということなのですが、これは、一番最初にちょっと聞くんですが、準備は進めていく気持ちといいますか、覚悟といいますか、その辺まだ、そこちょっと聞きたいんですが、どうなんでしょうか。今後のこの条例の設置に向けて準備を考えると、今後検討したいじゃなくて、準備のほうはどうなんだろう、される覚悟なんですか、条例の。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

空き家対策といっても、県内自治体、様々な条件の中で、いろんな立場があると思います。日吉津村の置かれている立場、今、我々が取り組んでおります空き家対策、空き家を解体して更地にして、移住定住促進のために新たな住宅を建築していただき、そこに新たな方を迎えるという施策で進めております。幸いにも、日吉津村の場合は、土地代が結構、坪単価高い状況でございますし、解体費につきましても、家の大きさにもよりけりなんですけども、数百万程度かかるとは思います。解体して土地を売った場合でも、赤字になることは、今のところございません。ということで、こういった施策を進め、移住定住の促進を進めておる現状がございます。ほかの自治体にあっては、不動産屋さんも取り扱ってくれないようなところもございますが、そういったこと条件が違います。今後も、そういう施策で空き家対策を進めてまいります。条例設置は、撤去前提の条例設置でございますので、公費を使った撤去っていうのは、今のところ必要ないかなと考えております。今後、必要性が生じましたら、速やかに、設置の方向で検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（８番 松田 悦郎君） なかなか、この対策条例は難しいのかなと思うんですけども、それなら、個別でちょっと質問をしていきたいと思いますが、御存じのように空き家対策特別措置法の中で、空き家について定義してありますが、空き家といいますと、建物に住んでいないことが常態である敷地をいうというふうに書いてあります。今、村長が今年の空き家の軒数は、今年か、３３軒と言われましたかな、３３軒って言われましたけども、これで日吉津村は、文書配付でいろんな指導をされていると思うんですけども、空き家の所有者の方に文書を配付して、その反応のほうは、ちょっとどういう反応なんだろう。ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、村長答弁の中にもありましたが、空き家の利活用についてアンケートを実施しております。これが、松田議員のおっしゃる文書配付の件かなと思いますが、平成27年度と令和2年度、3年度に3回行ってあります。それぞれ、解消された時点で行っていなかったり、新たに空き家になったところには、新たに送ったりということをしてあります。その中に、空き家の対策の必要性とか適正管理等をうたっております。数字は今、手元にございませんですけども、かなりの確率でアンケート返ってきております。ただ、すぐに売却したいというのは、なかなかございませんで、そういったすぐに売却したいとか、今検討中だという方につきましては、個別に連絡を取らせていただいて、宅建業協会のほうにあっせんしたりというようなことを行っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） この所有者の反応といいますと、いいほうに答えられる方は、それは前向きでいろんな方法があると思うんですけども、まず、この反応というか、反応ない方は、おられますか、何軒か。文書配付して、指導して、反応はない方は、ありますか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

アンケート実施しましても、おっしゃいますように、反応がございませんで、アンケート返ってこない方も中にはいらっしゃいます。そういったケースの場合で、適正な管理が行われていないというような苦情を受けたりしている空き家につきましては、環境の問題もございませんで、住民課のほうから個別に連絡を取っていただいたりして、適正管理に努めていただくよう連絡しております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 空き家は、売却も確かにそうなんですけども、100軒あろうが、1,000軒あろうが、1軒でもですね、空き家のあった隣家が非常に本当に心配で、毎日毎日が、どうなるんだろうか、ああなるんだろうかという心配の種が尽きません。そういうところ、村では、文書でいろいろ指導されていると思いますが、この辺の気持ちを、村民の気持ちを常日頃から考えていってもらわないと、この解決には、つながらないなと思ってますんで、何らかの防波堤をつくるべきだなという思いで、この村独自の空き家対策条例などをつくっていただきたいなと。そうなれば、その条例に基づいて、その隣家の方も、あ、こういう条例があるから、あ、なら何とか役場はしてくれるのかなとかいろんなことを考えながらでも、少しでも安心感が出るんじゃないかなという思いから、今回質問したわけなんですけども、この辺の考え方については、い

かがですか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

空き家1軒でもあると、隣家の方は、大変不安であると。先般、行政懇談会の場でも、やはり空き家の問題っていうのが議題になった経過がございます。草刈り等は、結構やってあるんですけども、野良猫が住み着いて周りに迷惑をかけているんだと、鳴き声から何からですね。そういったこともございますので、そういったことは、個別対応で実施していくわけなんですけども、何分、個人の資産でございますので、そういった対策、適正管理をまずやっていただくことと、先々、利用の予定がないのであれば、売却等も視野に入れていただき、そういった方向に働きかけたり、議員おっしゃいますように、最悪、行政が撤去しなければならないような状況になりそうな場合は、計画なり条例なり検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 少し気が楽になったんですけども、猫ばかりだなしに、いろんなもんが住み着くことがあるんで、非常にそこが心配なんです。一番、火災が怖いですね。

次ですね、道路法の44条に、道路沿いの道や土地、竹や木などが道路の損害を予防し、道路の交通に危険を防止するため、沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務がうたってあるんですけども、急にこういう法律問題出したんですけども、これは、家の木とか家の建物なんか道路に飛んできて、道路の損害、それから迷惑をかけるとよということの義務ではないのかなと思うんですけども、こういうやつは、村内でもちょこちょこ見かけるんですけども、こういうことに関して、村内からの抗議といいますか、苦情なんていうのはありませんか、今まで。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員の御質問にお答えします。

言われるような屋敷から木がはみ出て、道路の交通の支障になるとか、見通しが悪くなるとかっていう、屋敷ばかりではないんですけども、管理されている方に対して、そういったような苦情、要望等が出ているということは、お伝えをさせていただいております。その状況によりまして、実際に管理者の方が適切に処理していただく場合もありますし、また、遠方にお住まいの方でありますと、なかなか、そこら辺が難しいという状況ではありますが、実際に作業をしていただける方のあっせん等も、こちらのほうで行わせていただきながら、対応を取らせていただいているというような状況でございます。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（８番 松田 悦郎君） 今、益田課長が言われたのは、空き家ではなくて、住んでおられる家の木が出たり、物が飛んだりしたら、あれば当然そこに行って、こうこうですよ、ああですよという指導ができますが、空き家の関係です。空き家で誰も住んでないところから、家が老化して物が飛んだり、道路のほうに木が行ったり、瓦が飛んだりとか、そういう苦情は、ありませんかというふうに私質問したんですけど、そういうのは、聞いてませんか、苦情は。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 空き家から物が飛んでくるというような、そういったような苦情と申しますか、御連絡については、受けてはないという状況です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（８番 松田 悦郎君） 実際ありますからね。また苦情を出すように言っときます、その方に。

次に、これはちょっと難しいことなんで、特定空家についてなんですけども、これ、特定空家については、空き家対策特別措置法に指定された空き家は、固定資産税の軽減措置対象から除外されることになってるというふうに書いてあります。また、施行前は空き家であっても、200平方メートルまでの敷地部分に対しては、固定資産税の6分の1に軽減するという規定がありました。ここで、特定空家に指定されれば、これが一切なくなるというふうに書いてありました。ここで、特定空家の指定は、皆さん御存じだと思うんですけども、そのまま放置すれば、倒壊など、保安上危険となるおそれがある状態と、それから、このまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、それから、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、それから、そのほか周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、こういうふうはこの4点が書いてあるんですけども、これは特定空家については、これは誰が指定するんかと思ったら、市町村が指定するというふうに書いてありました。

それで、日吉津村にこの特定空家にするべき空き家があるのかどうなのかよう分かりませんが、この特定空家の指定を、行政のほうはどのように考えておられるのかと、もう一つ、もし、指定があっても指定ができないという理由があったら教えていただきたいなと思います。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

特定空家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法のほうで、先ほどおっしゃいましたように、規定されております。現在、村内には、特定空家に該当するものはないと認識しております。それと、できない理由というのはないかなとは思いますが、例えば、法律の文面だ

けでいいますと、適切な管理が行われていないので著しく景観を損なうと、これを指導して管理されれば、ここは解消するのかなというようなところが理由に該当すると考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 特定空家に続いて、危険な空き家についてちょっと質問するんですが、危険な空き家に対するあれで、この空き家の所有に関する情報の利用項目の10条にあります、市町村長は、危険な空き家の実態調査をできるとあります。これは、空き家対策特別措置法の中でうたってあるんですけども、その10条に、市町村長は、危険な空き家に対しては、実態調査ができるというふううたってあるんですけども、例えば、この実態調査が危険な空き家でないとできかねるのかなと思うんですけども、ただ、心配なのは、この実態調査をしてもしなくても、この固定資産税の関係は、その家の、空き家の固定資産税というのは、徴収のほうは、100%納められているのかどうなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

固定資産税を納めている方が、空き家の方が全部納めているかということですが、その方が空き家かどうかというところまでの調査を今しておりません。確認はしておりませんので、改めて調査をさせてもらって、報告させていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 一番心配するのは、空き家において、全く投げた、放置で、税金も払わないというところがあるへんかいなという心配で、ちょっと質問したんですけども、これは、非常に重要なことだと思うんで、固定資産税も払わずに家を投げとくとは、どういうことだというようなことになるんで、ちょっと、その辺は早急に調べていただきたいなと思います。

ここでちょっと確認ですけども、村民にとって、迷惑行為、空き家も関係するんですけども、この迷惑行為については、空き家も含めて、騒音だとか、様々あるんです。それで、これは村民にとって安全安心を妨げる行為だと私は思っております。この迷惑行為について、村民はあったときにどこに相談すればいいのかなというのがよう聞きます。これ今、先ほど、どなたさんか言われたんですけども、住民課だという話だったんですけども、そのようなときには、全て住民課のほうにこういう迷惑行為がありますがというようなことを言っていけば、中身の事案を詳細にあれば分析をしていただきまして、解決に向けて指導、それから解決していただけますかということをお聞きしたいんですが。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

その迷惑行為の内容にもよりますけども、先ほど来から出ております、例えば、庭木が道のほうに出とって困ってるとか、そういったことの間合せを受けてたことは、多々ありまして、空き家でも、あそこが草が生い茂って虫が発生して困っているんだとか、そういったことは、相談を受けたりして対応してきてる経過がございます。こういった内容があるか、まだ、それ以外にもたくさんあると思いますので、一旦は住民課が窓口になって、その辺の対応ができるかなと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） また確認ですが、全て住民課のほうに電話すればいいということをちょっと確認させていただきます。

これを調べていたら、空き家バンクについてこれをちょっと空き家のあれとは違うんですけど、最初の売ったとか売れんとかという話だったと思うんですけども、この空き家バンクを利用される方は、村内でどれぐらいだったんですか。15軒だったですかいね。ちょっとお聞きしたいと思いますけども。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいました空き家バンクというものにつきましては、日吉津村、設置しておりません。空き家バンク設置している目的が、自治体によっては、不動産業者さんが物件として取り扱ってくださらないというような事情がある自治体というか、そのエリアとかですね、そういったところを何とか活用しようというのが空き家バンク制度でございます。日吉津村の場合は、先ほど答弁の中でも答えましたが、不動産業者が取り扱ってくださいますので、まずは、情報収集をして、宅建業協会等に情報提供を行い、次の新たなお宅へ生まれ変わらせて移住定住を促進するというを行っております。これまで、空き家の解消につきまして、この取組によって15軒の解消につながったと村長答弁の中で言いましたが、これは、全て行政通じて、役場通じて行ったわけではございません。自主的に御自分、所有者等が空き家解消に努められたケースもございまして、ちょっと今、数字で何軒こちらが、役場が取り扱ったか覚えておりませんが、全てではございません。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 空き家については、以上で一応終わりたいと思いますが、次は、

副村長の関連なんですけど、今先ほど、村長がやる事業の内容をたくさん言われましたけども、私は、たくさんやられるなということと、村長、最近ちょっと顔色がどうなのかなという心配から、この副村長の質問をしたわけでありまして、以前にも置けない理由について、中田村長じゃない、前の村長だったかな、人件費が1,400万はかかるから置けないというようなことを言われたような気がしたんですが、中田村長が副村長を置けないという理由が、いまいち明確に聞こえなかったんですけども、なぜ置けないかということをもうちょっと前向きに、今後検討するというふうにありましたけども、前回も、今後検討したいという、検討検討じゃあとても、私も3回目なんでちょっと引き下がれませんので、できないならできない、やるならやるという、ちょっと御返事をいただきたいなと思うんですが、村長いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。現時点でこれ、必ずしも置かないとか必ず置くとかということで明確に考えているところはないというのが実態でございます、その理由ということですけども、やはり、議員がおっしゃいますような費用、財源というようなこともありましょし、様々なことを考慮していかないといけないなということで考えています。先ほど、答弁でも申し上げましたように、やはりこの今、非常にコロナの対応も含めて、いろいろな業務が増えているような実態もあります。また、新しい施設が完成をして運営をしていくというようなことも出てまいりますので、そういったところも踏まえまして、全体を点検をしてみたいというふうに思っています。その中で、やはりこの必要性、副村長を置くことの必要性、置くべきか置かなくてもよいのかということを含めて、引き続き、検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） お金のこともなんですけど、最初に言ったように、村長は、個人でありながら、村民の財産だよという観点から、やっぱり、村民から見て、あ、村長元気でやっておられるなという姿を見ていく村民が一番幸せだなというふうに思っています、そうすると、業務のほうもスムーズに行っとるんだなということにつながると思うんで、ぜひとも、置くように検討をしていただきたいなと思うんですが、財源につきましては、1,400万、今まで、うなばら荘で何ぼ使ったんだということを考えれば、1,400万で日吉津村の村民が、ああ、日吉津村はいいなというふうに思えられたら、これ以上のメリットはないなと思うんですけども、ぜひとも、その辺では考えていただきたいなと思います。

それから、先ほども述べましたけども、村長を置くことができるという自治法の161条にそ

ういうふうを書いてありまして、ただし書に置かなくてもできるというふうに書いてあるんですけども、これは、やっぱり本来は置くべきだと私は思うんですけども、この辺で161条の関係につきましては、村長、考え方をちょっとお聞きしたいと思います、考え方、161条の考え方。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。161条の考え方ということでございますけれども、この中では、基本的には置くということになっているのかなというふうに認識をしておりますけれども、やはりそれは、各それぞれの自治体、地方公共団体の実情であるとか、その辺りを踏まえて検討、決定をしていくものだというのが基本だと思っています。繰り返しになりますけれども、やはり村の実情、現状をよく見ながら、組織全体の実情、現状をよく見ながら、よりよい行政サービスが提供できるようにというのが、やはり、地方自治体の使命だというふうに認識をしておりますので、そういったよりよい村民の皆様サービスが提供できるように全体の中で考えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 最後にしますが、条例の中の村長を置かないという条例の中に、村長が欠けるときはその規定を適応したものをその職に充てるというふうに訓令には書いてあるんですけども、この職の人はどなたを指すのでしょうか。村長欠けたときです。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。御質問ですけども、現状でいいますと、総務課長がその代理をしていくということになるかと思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 大体分かっただけですけども、一応訓令にこういうふうを書いてあったので、ちょっともう一遍、再度質問してみようかなと思ったんですけども、これで質問は終わるんですけども、空き家の関係は本当に住民課長に言っときますけども、何か苦情が来たときは必ず住民課ということだけは頭に置いておいていただきたいなということと、副村長のほうは、ぜひ考えていただいて、次期はひとつ前向きに考えていただきたいなと思い質問を終わります。以上です。

○議長（山路 有君） 以上で松田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 通告順2番、前田昇議員の一般質問を許します。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。今回の定例議会における一般質問に入らせていただきます。

質問に入りますが、その前提で、4月に本議会でもウクライナに対するロシア侵攻についての非難決議を議決いたしました。その時点においても相当な被害があったわけですが、現在もなお連日のように惨状をテレビで見るといふような状況であります。我々が非難決議をしたことがどれぐらいの意味があるのか、効果があるのかということでは非常に心もとない気もいたしますが、ぜひ村民の皆さんと共に一日も早い休戦なり戦火が、少しでも不安が取り除かれるようにできる行動にお互いに努めてまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それでは、今日3点について村長のほうに答弁を求めていますので、ここで質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目は、ヴィレステの図書館の運営の見直しということであります。この点につきましては、私、ほとんど毎回のようには実は伺っております。ヴィレステ全体の運営につきましても、もう既に7年を設立以来経過をいたしまして、この機会にやっぱり村民の生涯学習の大きな拠点としてのヴィレステの運営をしっかりと見直し、よいところは伸ばし、課題があればそれを克服するという点が必要だというふうに思いますが、その中の1点として図書館の運営の見直しを従来から求めているということでもあります。図書館は、地域活性化の拠点として、また村民にとってはサードプレイス、居場所といいますが、心休まる居場所としての役割は大変大きく、その効果も絶大であると今日言われております。本村の図書館には、必ず設置すべき図書館協議会というものが独立しては設置されておられません。ヴィレステの運営審議会によってそれが代えられているわけです。そういう図書館協議会が設置されていないことではいけば、この図書館に関する新しい情報が村民の方と共有されていないのではないかというふうに危惧をしております。7周年を迎えたヴィレステひえづのブラッシュアップというふうに書いておりますが、いま一度点検をして磨きをかけていくと、そういったことが求められているというふうに思います。何よりもそこには村民の声を反映した運営の見直しに取り組むべきと考えております。そういった観点で3つを伺っております。

ヴィレステ運営審議会の開催状況と、そこで図書館に関する協議はどのような議論がされているのかという点が1点。2点目は、少なくとも県西部では図書館内での自習利用、勉強ですね、自習利用を禁止しているのは本村のみであります。村民の要望が以前からあってもなお見直しできない何か具体的な理由はあるのかということでもあります。3つ目、ヴィレステひえづには中

中央公民館機能、コミュニティ機能とも言ってもいいと思いますが、それや図書館の機能がありまして、教育委員会が所管したほうが、運営上いろいろな対応がしやすく発展性があるというふうには感じておりますが、現在は総務課が所管をするということになっております。その総務課が所管することによるヴィレステの運営に対して、メリットというものはあるかということを知りたいというふうに思います。

大きな2点目、総合計画・実施計画の策定状況ということでもあります。総合計画は5年に一度、あるいは10年に一度見直しをするものでありますが、それに基づく実施計画は、具体的な村の事務執行や村民との共同作業ということでありまして、毎年策定することとされております。実施計画は村民の方が村の施策に参画するための大変重要な情報であると理解しておりますが、昨年度の実施計画を見ますと、村の施策のうちの一部だけが掲載されるにとどまっております、実施計画を村民との情報共有の点でより重視すべきという観点から、以下の点について伺います。

小さな1点、従来実施計画は、3年ごとのローリング方式ということで、前後の年度もまたがするような形で毎年策定をしておりましたが、昨年からはそのローリング方式ではなくて、とにかく毎年策定するという方針に変えられております。この変更の意図は何なのかということを知りたいと思います。

小さな2点目、昨年度の評価と今年度の策定状況はいかに。実施計画を毎年見直し、つくるといふことになれば、前年度の評価を踏まえて次の年度の策定をすべきと思いますが、その状況はどのように取り組まれているのか。例えば役場各課の担当課による施策評価とか、計画策定を踏まえて村に上がってくると思うんですが、その上で村民への情報提供までの手順を示して報告をいただきたいということでもあります。

大きな3つ目、自治基本条例に基づく情報共有ということでもあります。小さいながらも単独村政を維持、発展させていくためには、村民と行政が参画と協働の徹底を目指していくべきと、そういった観点で自治基本条例は制定をされております。しかし、この3年間、主にコロナ禍ということもありまして、各種事業も中止し、村から村民の方への情報提供の場、村民同士のコミュニケーションとか共通理解の場が極端に縮小しているというふうに考えております。この状況への対応を含めて、以下の点を伺います。

まず1点目、3年ぶりの行政懇談会の実施方法と、その工夫についてはどのようにされているのか、あるいはされるのかということでもあります。

2点目、本村の自治基本条例には推進委員会というものが設置されておまして、とても重要な役割がここに、各、課せられているわけですが、その推進委員会の実施状況と、委員会の権

限の一つであります村長への提言状況、そういったものはどのように取り組まれているのかというのを伺いたいと思います。

それから、小さな3点目ですが、自治基本条例の中に、情報共有というものでいいますと、村が行います各種審議会の会議録の公開とかいうことが大事であると思いますが、どうも見ますのに、あまりホームページにもそういう審議会の会議録が公開されていないように思います。この辺りの村としてのルールはどのようになっているかということをお伺いしたいと思います。

以上、大きな3点目、3点について答弁をいただき、議論をしてみたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、前田議員からの御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず1点目、大きく3点ございまして、1点目がヴィレステ図書館運営の見直し、2点目が総合計画、特にその中でも実施計画の策定状況の御質問、3点目が、自治基本条例に基づく情報共有に関する御質問でございます。

1点目、ヴィレステ図書館の関係ですけれども、ヴィレステ運営審議会の開催状況と、そこでの図書館に関する協議についての御質問でございます。こちらにつきまして、ヴィレステの運営審議会は、年2回の開催を原則として審議をお願いをしているところでございます。この審議会では、図書館も含めた3機能の利用状況と事業実績、事業計画について御説明をし、委員の皆様から御意見をいただいているところでございます。昨年度いただきました図書館に関する意見では、具体的に申し上げますと、出前図書館の車両に関する事、これは専用車両を購入したほうがよいのではないかという御意見だったものでございます。それから、古くなった本の住民の皆様への提供、雑誌のみならずということでございます、そういった御意見。それから、図書館司書の本の提案状況、それから、蔵書の状況等について御意見、御質問があったというふうにお聞きをしています。こういった、審議会委員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、それぞれ検討をし、以降の運営につなげているところでございます。

次に、図書館での自習利用ができないのは日吉津村だけではないか、この見直しができない理由についてという御質問でございます。こちらの御質問につきましては、これまでの議会のほうでも御質問いただき、答弁をさせていただいているところでございますけれども、日吉津村におきましては、サードプレイスというようなこともおっしゃいましたけれども、日吉津村におきましてはヴィレステ全体が地域活性化の拠点であり、サードプレイスにもなり得る拠点で、居場所になる拠点であるというふうに考えているところでございます。その上で、西部地域の市町村図

図書館での学習利用には様々な形態があるというふうにお聞きをしています。図書館内で自習をしているところもあれば、図書館内の会議室等を学習スペースとして開放されているところもあるのが現状ということでございます。また、図書館の閲覧スペースが少ないために、公民館の会議室を学習スペースとして開放しているところもあるということでございます。また、図書館本来の目的の利用者とのすみ分けが必要との考え方から、開放していないところもあると認識をしているところでございます。本村におきましては、これまでもお答えをしていますように、図書館の館内には、蔵書や資料を読んだり、調べ物をしていただくスペースとして確保をしており、ここが利用者でいっぱいになることもある状況でございます。その図書館利用者のための場所を確保しておくために、自習のための利用は御遠慮をいただいているというのが現状でございます。自習につきましては、出会いストリートの学習コーナーを御利用いただき、職員が一定の見守りをする中で御利用をいただいているという状況でございます。この学習コーナーは、事務室から職員が一定の見守りをする中で、静かな環境ができるだけできるようなことにも配慮をしており、学習コーナーの利用者の方々には何かあれば事務室に伝えてくれということもお知らせをしているところでございます。また、他の利用者に対しましても、周りへの配慮をお願いをし、騒がしくなったときには職員が、もうちょっと静かにというようなお声がけもさせていただいているところでございます。他の市町の各図書館には、それぞれ個別の状況があるというふうにご考えているところでございます。ヴィレステひえづにおきましては、不十分な面があるかもしれませんが、出会いストリートでの学習につきまして、職員が一定の見守りもしながら提供するということが、様々な事情を勘案すると最善ではないかというふうにご考えているところでございます。図書館の規模や地域性等により実態は異なっているかと思っておりますけれども、ヴィレステひえづでの学習スペースはこれまで同様、出会いストリートをメインに運用していきたいというふうにご考えております。

次に、ヴィレステひえづは教育委員会が所管をしたほうが運営上、メリットがあるのではないかという御質問、総務課が所管するメリットはどういうことがあるのかという御質問でございます。ヴィレステひえづにつきましては、整備された当初から総務課が主管課として施設管理を行っているところでございます。コミュニティセンターとしては、住民の皆様にとって有効に使える施設、地域づくりに役立つ施設、引き続き生涯学習が推進できる施設として、社会教育法に基づく生涯学習の範囲に加え、地域づくり活動、地域交流を行っていただくような施設でございます。それに図書館、それから健康相談健診センターの機能を有しており、多岐にわたる業務の調整も必要なことから、総務課の所管としているところでございます。現状といたしましては、教

育委員会の職員、それから福祉保健課の職員をヴィレステの中にヴィレステ職員として配置をし、それぞれの機能が事業等を立案、実施するに当たって、関係部局である教育委員会、あるいは福祉保健課とも協議をし、その関係課、それから、ヴィレステ内でも連携を図りながら事業を実施しているところでございます。例えば、社会教育におきましては、ヴィレッジカレッジの取組でありますとか、それから社会体育、こちらは社会体育の職員をヴィレステに配置をさせていただいているところでございます。また、読書の推進活動であるとか、あるいは健康相談健診センターには保健師を配置して、ヴィレステ内、それから福祉保健課ともしっかりと連携を図っているところでございます。総務課が所管することにつきまして、施設管理というものを総務課がまとめて所管をするということについて、一定の効率化が図れるというようなメリットはあるというふうに考えています。例えば、トレセンであるとか、あるいは海浜運動公園といったところも現在は総務課の所管にまとめてきているところでございまして、そういった施設管理を特定の課がまとめるというようなことに対するメリット、効率化のメリットというのはあるのではないかと考えているところでございます。今後もこれまでと同様に、関係部局の適切な関与、連携の下に、村長部局が主管課として、それぞれの機能が集まった複合型施設の管理運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、大きな2番目の総合計画・実施計画の策定状況についての御質問でございます。現在の第7次総合計画に係る実施計画におきましては、基本事業を実現するための取組となる主な事業、これを実施計画の中で選定をしているところでございます。この実施計画を、基本事業の目指す姿の実現に特に貢献する事業に絞り込んで策定をすることで、より実効性の高い計画を目指しているところでございます。この実施計画を3年ごとのローリング方式から毎年策定をするようになった狙いということでございますけれども、実施計画を年ごとに策定し、評価をすることで、社会の変化等により素早く対応をしていけるものというふうに考えています。また、実施計画を毎年策定することと併せまして、予算編成と実施計画、総合計画の実現というもののリンクを明確にしていきながら、毎年度、次年度の予算編成に反映させていくというようなことを目指しているところでございます。この5月には全職員を対象として、総合計画の研修会を実施をしたところでございます。この計画の在り方を改めて全職員が確認をし、基本構想、基本計画、実施計画と、それから予算編成とのつながりを確認をしたところでございます。今後も総合計画の実施計画と予算決算とのつながりを整理をし、また、7月には基本事業ごとに担当課が集い、基本事業の目指す姿や、事業の振り返りを行う会議を予定しているところでございます。こうした取組を行うことで、事業の在り方、しっかりと職員が向き合うことによりまして、また、先ほど申し

上げました来年度の予算編成にも、この振り返りをつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、昨年度の実施計画の評価と、今年度の策定状況はいかにということの御質問でございます。現在、令和3年度の実施計画の評価につきましては、令和3年度中に中間評価を行っており、これから決算に併せて最終評価を行うこととしています。また、令和4年度の実施計画の策定につきましては、現在、担当課で整理をしているところございまして、6月に開催する総合計画推進本部会議にて全体の検討を行い、策定をする予定としています。令和3年度の実施計画の評価、それから令和4年度の実施計画につきましては、庁内の総合計画推進本部会議で確認後に審議会へ報告するとともに、広報誌、ホームページ、ヴィレストや役場の窓口等にて、村民の皆様へ情報提供を行う予定としております。令和3年度の末に3年度基本事業に対する御意見を、書面となりましたけれども、審議会の皆様よりいただいています。6月に開催する総合計画の推進本部会議において、協議の上、併せて公表を行ってまいりたいというふうに考えています。

今後ですけれども、現在、毎年実施計画を回していくというような体制にしたところございまして、現在、少し過渡期のような部分もあります。また、コロナの昨年度までの状況により、少し思いどおりに進んでいない部分もありますけれども、今後でございますが、決算というのを一つの目安としまして、決算を踏まえたところで審議会も開催をし、決算認定後の10月頃に実施計画の前年度評価、それから今年度の、中間になると思いますが、報告を行っていきたくと考えています。このことを踏まえて、翌年度の予算編成につなげていく、そういったサイクルを考えているところでございます。そして、次年度の実施計画の策定ですけれども、これはその予算編成と並行して行っていくべきものと考えていますので、翌年度の予算編成をすることと併せて実施計画は策定をしていくというようなサイクルにしていきたいというふうに現在考えているところでございます。

次に、自治基本条例に基づく情報共有についての御質問でございます。しばらくコロナの状況でございまして、いろいろな事業が中止をされて、延期をされてということで、皆さんが集まったりする機会が少なくなっているということは非常に私としても危惧をしているところございまして、何とかこれを今年度、しっかりと再開をしたり、回していきたいという思いでいるところでございます。

まず1点目の行政懇談会についての御質問でございますけれども、こちらはこの2年間、実際にはできてないというのが現状でございます。昨年度は、少しテーマを絞った形でやってはどうかということで、スタートしたところで、1自治会には伺わせていただいて、ごみ問題というこ

とがテーマだったですけれども、話し合いをさせていただいたところでもございました。しかし、その後にもまたコロナの大きな波がやってきたことから、他の自治会では実施をできなかったというのが現状でございます。そういったことも踏まえまして、現状も踏まえまして、今年度はぜひ行政懇談会をやっていくことがまずは必要ではないかというふうに考えて、この5月からスタートをさせていただいているところでもございます。5月の14日に上1自治会、それから、5月の29日には上2自治会にお邪魔をしまして、お話をさせていただいたところでもございます。特に今回は、新年度始まっている現段階でございますので、今年度の行政の重点施策等について御説明をさせていただき、その中で皆様方から御意見をいただいたりということで、意見交換をさせてもらったところでもございます。これを今年度の事業実施に反映できるものはしていきたいと思っておりますし、また、今後の施策にも反映をさせていきたいというふうに考えているところでもございます。人数をある程度、そんなに多くなり過ぎることはなくというようなことを配慮をさせていただきながらということでもありますけれども、また、マスクの着用であるとか、そういった、消毒であるとか、コロナ対策もしっかり行いながらの行政懇談会ということで、有意義な会がこれまで2回できているのかなというふうに感じているところでもございます。今後も、そのほかの自治会におきましても、順次行って、皆様方と意見交換をしていけたらというふうに考えています。

次に、自治基本条例推進委員会の実施状況と村長への提言状況についての御質問でございます。自治基本条例は、平成21年の4月1日に施行され、本村における自治の基本原則や、村民、議会、村が協働して村政を進めていくための仕組みなどを定めたもので、村の最高機関に位置づけをされているものでございます。自治基本条例推進委員会は、年4回の開催を予定しているところでもございまして、そのうち1回は、小学6年生への説明会を開催しているところでもございます。開催状況につきましては、令和2年度は3回、うち1回は書面開催となっております。令和3年度は2回、令和4年度は4回の開催予定をしているところでもございます。令和3年度は、小学6年生の説明会を予定していたところでしたが、豪雨でありますとか、あるいはコロナの影響で、この説明会、2回も延期となったところでもございまして、実際、11月だったと思いますが、開催をさせていただいたところでもございます。また、コロナの影響で、推進委員会、子供向けのパンフレットの内容検討をさせていただいたわけでもございますけれども、この推進委員会の延期などもあったところでもございます。

推進委員会から村長への提言につきましてはですけれども、これまで平成22年の8月に1回提言をいただいているところでもございます。8項目の提言をいただいたところでもございまして、自

治基本条例の村民、職員への周知、情報の共有、村民からの意見に対する検討結果、経過説明の公表、村民からの意見聴取方法の検討、委員会等への公募の委員への応募が少ないこと、審議会、委員会等、委員の男女均衡、各種計画等の実施状況の検討、それから危機管理、というような8つの項目について提言をいただいたところでございます。それに対しては、村のほうとして回答をさせていただいているというふうに聞いているところでございます。

今年度も推進委員会につきましては、年4回の開催予定としております。小学6年生への説明会、それから推進委員会活動の振り返り、子供向けのパンフレットの内容検討などを予定しているところでございます。今後も広報誌へ条例解説を掲載したり、あるいはひえづ113チャンネルでの放送、ふれあいフェスタでの啓発活動、展示などにより、広報活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、村の各種審議会の会議録公開とそのルールについての御質問でございます。日吉津村自治基本条例におきまして、第25条、情報公開の規定では、村政に関する情報を公開しなければならないということございまして、村政の公表を、財政状況であるとか、人事、給与など、村政に関わる内容や、村の実施する事業等に関する情報、計画などについては、この条項に基づき、広報誌や村のホームページで情報を公開しているところでございます。また、条例の32条になりますけれども、原則として審議会等の会議は公開しなければならないというふうにされているところでございます。こちらにつきましては、基本的には、中には内容によりまして非公開の会議もありますけれども、基本的には傍聴可能ということにしているところでございます。

それから、議事録の作成、公表につきましてですけれども、この調整を条例等で定めている会議もでございます。そういった規定に基づいて議事録、会議録を作成しているものもございまして、そのほかの会議につきましても、議事録、会議録を作成をしているというところでございます。この公開ということでございますけれども、議員御指摘のように、これは全ての会議録について公表はできていない状況だと認識をしております。今後、できる会議録は公開をしていくようにというふうにしていきたいというふうに考えております。

以上、前田議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問を行います。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） まず1点の、ヴィレステ図書館の関係について伺います。

何度もこの点を質問しているわけですが、各町村にとり、図書館のできた経過もありますので、それぞれ、以前の図書館は長いテーマとして、勉強机は断るといふものが結構ずっと昔はあった

んですよね。けども、その後どんどこんできます図書館はどこも、むしろ中高生も勉強に来てよっていうふうなメッセージを送る図書館が徐々に増えてきております。大きなところでは大阪市、大阪府あたりが、以前は断っていたのをもう既に、ある程度の席を確保して、集めているというのがあります、全国各地でも、地元の中高生が図書館の中で勉強するということは、これは違う意味があるということで、この辺り、あんまり時間はないですが、図書館関係の専門家の方なんかも、やっぱり別の場所で自習するのと、図書館の中で子供たちが勉強するのでは意味が違うということで、例えば慶応大学の根本先生あたりは、図書館情報学の方はそういうふうに述べられております。本村の状況を見ますと、平成22年ぐらいから、小学校の特別棟ができて、小学校では、いわゆる調べ学習を中心に学校の中で、比較的周辺に比べたら広いスペースの中で子供たちは勉強しておりますし、隣のまなびのルームでは、児童館の夏休みなんかには勉強すると、日常的に小学校でも勉強すると。何が言いたいのかといいますと、図書館の利用の仕方はどんどん変わってまして、今大学なんかでも、図書館の中でミーティングしたり、ゼミをやったりというのが主流になっているわけですね。じゃあ、戻って、本村の図書館がそういう設備に恵まれてるかっていうと、正直言って恵まれてません。窓際にずっと閲覧のコーナーがあるという感じでありますので、不十分な点があるのは私も承知しておりますが、ただ、開館をして7年間、自分たちの拙い経験からいっても、中高生のときにやっぱりテスト勉強なり受験勉強っていうことがあると、本を読みたいなと思ってもなかなかゆっくりは読めなくて、勉強中心になるわけですね。そういう形で、もう7年間の中に小中高と卒業して、県外に就職したり、進学したりという子供も多いわけです。私が言いたいのは、そういった中で、余地を何とかつくって、図書館の中で勉強した経験っていうものを、とりわけ本村の思春期の子供さんたちに体験させていただきたいなど、それが大きいわけです。今の出会いストリートは出会いの場だということになってますが、実際問題はロビーですから、施設のロビーに移動机があって、そこで熱心に勉強してる子もいますが、その辺りで村民の方が出会っていろいろ話そうと思っても、逆に言うと、子供たちに気を遣って、あまり大きな声もしゃべれないという感じもあるわけですし、現在でいうと、コロナのワクチン接種のときには、結局ここは使えませんよということに多分なっていると。日曜日なんかはヴィレステ行って勉強しようかなと思ってる子が、そのときには使えませんよという形になってるわけですね。そういったものが、私からいえば、本当に利用者の目線で立ったときに、できる工夫はできないのかっていう話です。

例えば、近くでも、最近オープンしたところでは、南部町のキナルなんぶという複合施設ができておりますが、ここはもう入ったら即図書館のような空間で、そこではもうコワーキング、要

するにそこで、パソコン開いていろいろできるスペースもあります。それから奥には、閲覧室の中で勉強をしてる姿が見えます。さらには静かに読みたい人には別の部屋をつかって、静かに読みたい人は逆にそこに入って読むというふうなね。この辺は新しい図書館ですから、うちと比べても仕方ないんですが、でも、せっかく今、うちの図書館ができて7年たつ中で、何で、図書館の中で勉強は駄目ですよっっちゃうことばたべた貼ってありますけども、ここで勉強はできません、できませんって書いてあります。そういう図書館にしておいては非常にもったいないというのが、常々私が、当初から考えたことです。そもそも図書館で勉強は駄目ですってという話は、設立当初私たちは聞いたことはなかったですよ。高校生の意見も聞きながら、例えば夏休みなんかには部屋を開放して、そこで勉強もしてもらおうんだってという話がありましたけども、その一方で、図書館では勉強できませんってという話は多分聞いてないと思います。ましてや、来た子供たちにとっては、先ほど言いましたように、小学校のときから図書館の中で勉強するそういう習慣のついた子供さんなんかにとっては、勉強がそこでできないってということで、言わば諦めてる子供さんがたくさんあるんだろうというふうに思います。それともう一方は、大人だってそうです。時々出会いストリートで、大人の方が何か仕事の関係なのか、あるいは資格でも取ろうというのか、そういう勉強をしとられる姿あります。立派だなと思いますけど、私自身があそこで、自分が常々、何か勉強しようというテーマによって、あそこで勉強するっていう気は、非常にはばかれる。やっぱり図書館の中で静かに勉強したいなと思うわけですよ。先ほど村長の答弁だと、いっぱいになるときもあるって聞きましたけど、別にいっぴいのところに押し込めって言うわけじゃないんです。それと、私は以前にも言っておりますが、図書館に時々伺いますけども、行く時間にもよると思いますけど、窓際のコーナーで2人ぐらい座っとられるのはよく見ますけども、それ以上座っとられる姿を見たことはありません。その辺はどうなのか分かりませんが、私が言ってるのは、ある程度のスペースは、ここは勉強できますよ、あるいは逆に言うと、土日ならこの時間、この辺りはできますよという、そういうやり方は考えるべきであって、それが村の公共施設の対応の在り方だと思います。出会いストリートですてますっていうだけですよ、この間答弁があるのはね。図書館ではできませんという理由は一つも今まで聞いてないんですよ。そういったことで、現場ではいろいろ、新しい利用者っていうことでいうと悩ましい点もあるかもしれませんが、日吉津村における、せっかくできた図書館が7年間、思春期の子供たちが勉強しながら、図書館という環境の中で勉強をする、そういう場面を7年間締め出してるっていうことは、私は非常に公共施設の在り方として問題がありだと思うんで、その点を踏まえて、もう一度図書館の運営のやり方を見直していただきたいというふうに思います。

それと、ヴィレステ、私、質問書に「運営協議会」ってちょっと間違えて、「運営審議会」でありますが、図書館協議会というものがうちには独自にないわけですよ。質問に対して今答弁いただきましたが、いま一つ要領をはっきり言って覚えませんが、図書館の在り方が、今言いましたようにどんどん変わってきている。例えば県立図書館も、図書館はサードプレイス、子供たちの居場所にしましょうというふうなキャンペーンまでしております。そういった状況を、失礼ながら、うちの審議会の皆さんに、そういう、図書館がどんどん機能が広がっているということが情報提供されているのか、あるいは、そういったことまで踏み込んだ議論がされてるかっていうことになると、なかなか時間的にも回数的にも私は難しいと思います。

南部町の図書館協議会をちょっと傍聴しましたら、できて間もないからかもしれませんが、2か月に1回ぐらいのペースでやとられます、審議会をですね。これ、なかなか大変だとは思いますが、要は、図書館はどんどん変わってきてるので、それをどのように村民の方と認識を共有して、公共施設を活用していくかということであれば、そういった努力もされているところもありますし、図書館が事務局になって、図書館応援団っていうものがつくられていたり、あるいは、貸し借りの時間延長なんかもいろいろ工夫されておりますね。全てが日吉津に合うかどうか分かりませんが、図書館のめぐる状況はどんどん変わっているっていうことは、やはり図書館協議会、あるいはそれに代わる場において、いろいろ情報提供をして、改めて村民の方から、これからも続く日吉津村の図書館の在り方を考えるべき、考えていただく機会をつくってほしいというふうに思いますが、図書館の見直しをするということについての村のほうの現在の認識はどういったものでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、西部地区の図書館の自習利用状況ですけれども、ちょっとうちのほうで調べました状況で申し上げますと、全くフリーに自習利用をさせているというところは2か所ぐらいかなというふうにこちらは把握しております。それ以外は、例えば、隣接する公民館ゾーンで学習をしたりとか、それから、図書館の会議室で利用を、自習をさせたりとか、あと、図書館内でも区切りをつくって、閲覧者用専用スペースと分けて利用させたりとか、というような形での利用というふうに把握しております。

それで、日吉津村の場合は、例えば米子市であれば、別に会議室があって、そちらで利用するというようなやり方をされてるんですが、広さ的に、先ほど言われたように、施設としては不十分という言い方をされましたけれども、そう広く取れてないという中で、会議室等の別の場所は

ないという状況です。ですので、本来の図書館の目的の利用者のために、学習、自習というのは出会いストリートでやっていただいているというところでございます。日吉津村の図書館は、すごく県下でも、1人当たりの利用者数が一番多いということですので、日吉津村の図書館に魅力を感じて来ていただいている方がたくさんいるな、つまりそれだけ、図書館内で図書を開覧したり、調べ物をしたりという方もたくさんいらっしゃるというふうに認識をしております。やはりそのために、その方のために閲覧スペースというのは確保しとく必要があるんじゃないかっていうことで、今のスタイルをさせていただいています。自習については、図書館がサードプレイスというのはよく存じ上げておりますけれども、日吉津村の考えとしては、ヴィレステ全体をサードプレイスということで、出会いストリートの利用も含めた中で学習なり自習なりをしていただきたいということでの、今、考えを持ってやらせていただいているところですので、決して中高生を締め出しているわけではありませんので、中高生にしても、図書館を利用しながら、図書館の中で調べ物をしたり、学習をしたりしていうことは十分可能ですので、そういった利用の仕方をしていただいて、どなたでも気軽にいつでも利用できるような環境づくりに努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今、フリーは2か所ということで、私もフリーにしろとは言っていないんですね。区域を分けるなり、時間を区切るなりして、そういう場をつくったらということを最初から言っているわけです。

それから、利用者が多いっていうのは、これは当初から見込みはあったんですよ。結局図書館の利用者は、あの発表は、村民1人当たりの利用率です。日吉津村の場合、地理的な面でいえば、あえて言うと、村外の方もたくさん来られるだろうと、現実そうですね。登録者数は村外の方が多分多かったと思いますね。そういった方の利用を含めて、村民1人当たりの利用は高いということでもあります。そのことと、いわゆる閲覧スペースをどのような状況かっちゃうことは、私は全くそれは関係ないなと思います。もちろんたくさんの方が来ていただくことは大変うれしいので、それはむしろ図書費でも増額しようかっていう話に本当はなるんだと思うんですが、今のテーマは、あの閲覧コーナーを、あの席を無理のない範囲で勉強にも開放したらということなんで、全然、私が聞いていることと答弁はまた違った意味合いになってしまってますんで、とにかく、私が言いたいのは、7年間変わらずきてて本当にいいのかっていう話ですよ。村の判断が全て間違いとは言いませんけど、7年間たって、ずっと変わらず、今までも高校生がこの場で聞いたことありますね、高校生が図書館の中で勉強させていただきませんかという投書が入った、そのと

きに当時総務課長は、私は承知してませんということで終わってるんですよ。それから、総合計画のアンケートにも、どなたですかね、年配の方が中高生には図書館で勉強させたらという提案もありました。それから、自治会要望でも、私のほうの自治会で見ましたら、図書館で勉強したらというふうなそういう御意見もあっております。そういった事例がある中で、そういう見直しを本当にする気はないのかということなんです。やっぱり村民共有のそれこそ財産ですから、しかも図書館を利用する権利っていうのは、住民にこそあるわけなんで、その辺のところを踏まえて、少なくともその点で協議をいただきたいなというふうに思いますが、例えばヴィレステの運営審議会に、突然ですが、教育長さんは出られたことはありますか。ないですか。

別にあれですけど、結局、教育の最高の責任者の方がここに入らずに審議会を開催されるっていうことでいいますと、やっぱり村の対応に不十分な点がある、あるいは見直すべき点があるというふうに考えられるべきであって、審議会以前に、もう一度役場の中で関係課と一緒に、図書館の運営、あるいはヴィレステの運営をどっかできちんと協議して、課題とできることを整理して、村民の方に示すということは必要だろうというふうに思いますんで、その点についての対応をまず、まずそういった検討をしていただけるかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

審議会のほうでは年に2回、定期的で開催しております。その中で、やはり今の図書館の状況、前田議員のほうからは、今、昔とは全然違ってきているんだよということもおっしゃっていただきました。その辺りの情報提供もしながら、再度、村民の意見もそこで提示しまして、検討はしていきたいなというふうには思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） よろしく申し上げます。

この点、なかなか時間が足りなくていつも中途半端になっておりますが、とりわけ図書館の在り方について、やはりどっかでしっかり議論をいただきたい。なお、それについては、いろんな情報も集めて、情報提供をしながら検討いただきたいということでよろしく申し上げます。

時間が少ないですが、あと、大きな2点目、3点目を伺います。

実施計画について、村長の答弁はいただきましたけども、私が思うに、経験上、やっぱり各課の中にいろんな施策があるわけですよ。いろんな施策があって、それぞれの村民にとって大変重要なテーマ、いっぱいあるわけです。その中で、いわゆる基本的な事業を、主要な事業を絞ったっていうことでありますが、そのこと自体が私は、やはり村民にとっては違うんじゃないかと。

実施計画は、今まで何かもう本当にかかなりの分厚いものになっておりまして、それをもう少しスリムにするっていうのは分かりますが、あまりに現在の実施計画はテーマが絞られておりまして、この内容ですが、具体的に言いまして、各課にとってとても重要と思われる施策の表現があんまり具体的に書いてないんですよ。私はこれを見て、どのように評価をして、次の年につなげるのかっていうのは、この抽象的な表現だけでは私は非常に現実難しいし、あえて言うと、各課の中でも、自分に関係のある職員と関係ない職員とがいて、やっぱりどっか人ごとになるんじゃないかというふうに思います。ローリング方式を単年度にするのはむしろすばらしいことかもしれませんが、やっぱりこの年度の変わり目に各課の職員が、抽象的な表現だけで実施計画っていうことにしてしまったら、結果的に各施策の充実は見込めないんじゃないかなっていうふうに不安を感じますので、その点を強調しておきたいと思います。

総合計画の審議会の委員を私も務めておりまして、アンケートにも書きましたけども、何ていいますかね、たたき台がないし、情報もなく、意見があったら下さっていう形なんで、書くは書きましたけども、結局、その意見は非常に抽象的な意見になってしまうので、そういうやり方をただ繰り返していても、本当に審議会の委員の意見を聞いたことになるかっていうふうに疑問を感じております。

それで、その点が最後の自治基本条例にもつながるわけです。村長、先ほどの答弁で、情報公開はきちんとやらなきゃということでありましたが、自治基本条例の中で4本柱にあるのは、情報共有なんですよ。情報提供や情報公開は当たり前なんですよ。情報共有は結局、村民の皆さんと問題点とか課題を本当に共有をすることでありまして、それは村のほうが当然、多様な情報を村民の方に提供した上で、その上で村民主役の村づくりを推進する、そのための必要なものが情報の共有ということで、第6条に4大原則の3番目ということで上げております。その点で、最後になるんですけども、会議録を録音のシステムで迅速に作るんだという話が以前にあったと思いますが、その後、どうもその会議録がホームページなんかに出たりしてるのはあんまり見ないもんですから、そういった点はぜひとも改善をして、村民の方が自分の関心のある村民代表の審議会の会議状況もつづきに分かるような情報公開をして、そのことで情報共有に努めるといってないといけませんので、その点について最後、村長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この情報共有というのは、議員おっしゃいましたように非常に大切なことだと思っています。自治基本条例にも定められた4つの基本原則の1つだ

ということも当然認識をしているところでありまして、会議録の公開等、進めていきたいというふうに思っています。また、議員のほうからもお話ありましたように、このコロナの状況の中でしばらく、皆さんの、集まったり、我々としてもなかなか直接意見交換をする機会が減ったっていうのが非常に悩ましいところでありまして、これをぜひ今年度から、行政懇談会も何とかやりたいと思っておりますし、いろいろなことを再開をして、皆さんの意見を聞きながら進めていくということがやはり大切だと思っておりますので、引き続き御指導よろしくお願いただけたらと。以上でございます。

○議員（7番 前田 昇君） 以上、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で前田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで暫時休憩をします。再開は11時10分にいたしますので、11時10分には議場にお集まりください。

それでは、休憩に入ります。

午前10時52分休憩

午前11時10分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

通告3番、松本二三子議員の一般質問を許します。

松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） 5番、松本です。今回は2点について質問をさせていただきます。

まず1点目が、小学校給食の現状での考えはということで、日吉津小学校の給食についての質問です。日吉津小学校の給食は、栄養教諭の先生により献立も考えられ、自校式ですので、毎回温かいまま提供されています。教育民生常任委員会でも何度か視察させていただき、試食もさせてもらっています。しかし、最近はコロナ禍で視察にも行けず、給食に関する周りの状況にも変化があるようですので、伺います。

まずは、現状を把握するためにも、①として、児童1名の1食分の代金は幾らか伺います。

次に、②として、月額だと幾らになるのか伺います。

③として、よく給食費は材料費だけだと言われますが、ほかにはどのようなものにどのくらいかかっているのか、伺います。

④として、他市町の学校給食について、無償化ということがよく言われていましたが、最近は

いろいろなものの値上がりも多くなり、反対に給食費の値上げという考えも出てきてるようです。日吉津村でも検討中という記事を見たように思いますが、今の状況の中で、給食費についての考えはどうか、お聞きします。

次に、2点目として、小・中学生の県外、国外での活動についてです。小学生の沖縄の子供たちとの交流、日吉津村在住の中学校生徒のオーストラリアでの語学体験の現状での今後についての考えを伺います。

日吉津村では、人口の増加も見据え、子育て支援、教育に特に力を入れてもらってきました。しかし、年月が経過するうち、役場庁舎をはじめ、小学校校舎、下水処理場など、多額の予算の心配も出始めてきています。こちらの予算をあちらに回すなどという安易な考えではありませんが、県内ではなく、オーストラリアではなくては人材育成ができないものなのか、お聞きします。

必要がありましたら再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の一般質問にお答えしてまいりたいと思います。

初めに、日吉津小学校、給食費に関する考え方についての御質問でございました。これまでも申し上げてまいったところですが、給食費の考え方は学校給食法及びその施行令に基づいておりまして、学校給食に必要な経費のうち、学校給食に従事する職員の人件費、給食の実施に必要な施設及び設備の修繕等、それから、それは学校、設置者が負担しまして、それ以外の経費、いわゆる給食費、食材費は保護者の負担とするということを定めておりまして、このことに基づいて給食費を徴収させていただいているところでございますが、給食費そのものが経済的に負担となる御家庭もあると考えられるため、補助の必要な御家庭につきましては、村が全額負担しているという、食材費も含めて全額負担しているというところでございます。

そこで、御質問の具体的な、児童1名の1食分は幾らかということですが、ずばり283円、平成元年度から283円としております。そのうち、牛乳代の補助を17円行っておりますので、17円差し引いて、徴収させていただいておりますのは、1食当たり266円となります。

さらに、月額はどうかという御質問でございました。1か月は登校日が大体20日ぐらいございますので、20日としまして、およそ5,300円、一月、徴収するところでございます。年間になりますと、給食費は約200日間提供することになりますので、10倍の5万3,000円と、1年間かかるということになります。

そこで、食材費、給食費、集めている給食費以外にどんな経費がどのぐらいかかっているのかと

いうお尋ねでございました。これにつきましては、先ほどもちらっと申し上げました、調理に必要な人件費が年間およそ900万円、備品、消耗品費が約80万円、光熱費等々が85万円、さらに、給食調理室等々の管理運営のために、保守点検、施設管理、試験、検査、調査設計等委託費等々、これが必ず必要でございます。これはおよそ年間300万円となっております、これを、今申し上げましたそれ以外の経費をトータルすると、年間1,365万円、今申し上げました数値を単純に足しますとそういうふうになるところでございます。さらに申し上げますと、これ以外に大きな修繕等が入りますと、これ、令和2年度の例でございますが、工事請負費に2,350万円かかっております。これ、空調でありますとか調理備品、調理のための備品、これは特別なものですので、結構高額なものでございます。それがおよそ2,350万円かかったというようなことがございまして、さらには借上げ料でありますとか、先ほど申し上げました給食費を全額村が負担するという場合の補助費等も全部足しますと、少ない年で千数百万、多い年では、先ほど言いましたものに加えて、多い年で三千数百万というふうにかかってまいりますというところが実際の経費の現状でございます。

御質問の最後に、無償化について、無償化及びその値上げでありますとか給食費そのものについての現状、今後の考え方を質問されました。その前に、すみません、日吉津村は、これも御指摘のとおり自校給食ですので、児童は毎日出来たてのおいしい給食を食べることができております。児童や保護者にも大変好評でございます。年間を通して日吉津小学校は残飯が非常に少ない、ほとんどないということで、県内でも高く評価されております。さほどのように、日吉津小学校の学校給食は、とても校長先生以下皆さんが学校で非常に努力してございまして、いい形で給食を提供できてるといふふうに考えているところでございます。

しかしながら、この4月に給食に使用した食材がどれくらい値上げされているのかということをお小学校で調査していただきました。その結果、牛乳は令和4年度、この4月から1食当たり3円値上げ、牛乳は3円、肉類が1食当たり2円から3円、小麦、パンは週1回なので影響は少ないですが、それでも1食当たり1円値上げして、その他の食材も少しずつ値上がりしているところですが、外食産業での消費が少なく、お米だけは残念ながら値下がりが起こっているところでございます。

このような状況を受けまして、小学生の体の発育に必要なエネルギーを確保して、安定した学校給食の実施のためには、現在283円である食材費をある程度増額していかなければちょっと厳しいのではないかとということから、およそ5円増額して288円にすることを小学校と検討してまいったところでございます。しかしながら、給食費を増額した結果、家庭への負担が増えた

ということにならないようにするために、これまで牛乳代の補助として1食当たり17円補助してまいりましたが、これを、牛乳代補助ではなくて食材費全体の補助として5円増額し、17円プラス5円で、1食当たり22円の補助をすることを補正予算として考えて提案させていただいているところでございます。そのことは無償化に進むのではなくて、現状、補助を増やして今の学校給食のレベルをいい状態で維持していきたいというふうに考えているところでございます。

学校給食に関しましては以上でございます。すみません、無償化について、私が答弁してしまいました。すみません。

○議員（5番 松本二三子君） いいです。

○教育長（井田 博之君） 続きまして、もう一つの御質問の小学生の県外、校区外への活動の現状と今後の考え方を問うということでございました。狙いからでございますが、日吉津村におきましては、郷土の未来を担う子供たちを、文化や言語、自然環境や生活習慣の異なる地域に派遣しまして、現地の人々との交流を通じて郷土の文化や歴史に気づいたり、郷土への愛着を深めて次世代のリーダーとしての人材育成を図るために、人材育成、交流事業を実施してきているところでございます。

オーストラリアに関しましては語学研修とかいうふうに分かりやすく言っておりますが、語学研修を通して、ホームステイを通して人材育成交流事業として行っているということでございます。小学校の5、6年生の読谷村民泊学習におきましては、民泊や現地での学習を通しまして、沖縄県の人々が受け継いでいる誰に対しても温かく接する心情に直接触れてまいったところがございます。気候や文化の違いから日吉津の文化に気づいたり、唯一地上戦を経験した現地の爪跡に触れたり、現地の人のお話から学んだりすることで平和の大切さを感じたりすると、理解を深めてきているところでございます。

中学校1、2年生のオーストラリア語学研修におきましては、ホームステイを通しまして、またホームステイさせていただいた御家庭との丸一日交流する機会がございますので、そういう交流を通しまして、現地の人々との英語でのコミュニケーションをしながら、主体性と積極性を身につけてコミュニティづくりの資質を育む人材育成に資するようになっているということでございます。

現状でございますが、沖縄の読谷村での学習は平成26年度に始まりました。小学校5、6年生、8人を毎年派遣してまいりましたが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、2年連続で中止しているところでございます。オーストラリアの研修は平成30年度に始まって実施いたしました。中学校1、2年生6人、令和元年度から8人を派遣するように

準備したところでございます。令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、3月段階ではもう無理でございましたので、選考を終えて渡航準備までもうできておったのですが、直前に延期を決定いたしましたところでございます。このときの合格者と、新たに応募された合計10人の参加者で、令和2年に県内施設を使用したイングリッシュキャンプに代替の事業として実施したところでございます。小・中学生による人権同和教育村民集会におきまして、交流事業に参加した児童生徒が発表者になり、自分の考えを明確に示しながらプレゼンテーションを行うなど、積極的に活動する姿が確認されております。首里城本殿等が焼失したときにも、小学校全校児童に呼びかけて募金活動をする中心になるなど、迅速に対応する姿も見られました。これらは人材育成交流事業に参加したからこそ表れる成長した姿だと考えております。受け止めております。

新型コロナウイルス感染症の影響でいずれも参加できなかった児童生徒、家庭からは参加を考えていたのに残念だという声が多く届いているところでございます。そこで、県内施設を活用した先ほど申し上げましたイングリッシュキャンプは、選考されたにもかかわらず延期となっていた生徒たちのために計画した代替行事でございました。狙いに近づけるよう努力して実施いたしました。現地に行つての直接触れる体験とは大きな違いがやはりございます。

今後の考え方についてでございますが、これまでの人材育成交流事業に参加した児童生徒のその後の姿から、体験、経験によって視野が広がり、価値観、言わば人生観までが豊かになっているなど感じられます。これは、人材育成にはやはり体験、経験が欠かせないということを示していると認識しております。体験、経験によって、主体的、積極的な生活態度、学習態度が醸成され、自己有用感と自信が高まって、何事にもチャレンジしようとする挑戦者としての姿勢が育っていくということが十分期待できるというふうに受け止めているところでございます。

人材育成交流事業予算と他の予算は、てんびんにかけることなくバランスと両立を考えるべきと思つているところでございます。新型コロナウイルス感染症の感染防止に努め、対策を行った上で、沖縄県読谷村民泊学習をこの夏は何とか実施したいというふうに考えておりますし、オーストラリアに関しましては、現時点でイングリッシュキャンプとして当初予算に計上させていただいてはおりますが、出国から帰国が安全にスムーズに行える状況になりましたら、オーストラリア派遣に切り替えて補正をお願いしたりするなどして、次の3月にも行けたら行きたいというふうに考えております。いずれにしましても、組織や事業の成否、結果、よしあしは何よりも人に依拠すると、人材に依拠するものであると認識しておりますので、今後とも人材育成事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（山路 有君） 村長、重複してもいいですけども……。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、松本議員の御質問にありました給食の無償化等についての考え方について、村長としての答弁をさせていただきたいと思います。先ほど教育長の答弁と重複する部分あるかもしれませんが、御承知いただければと思います。

この給食費の無償化につきまして、子育て支援、それから、移住定住促進の視点などから、県内でも幾つかの町で無償化されていることは承知をしてるところでございます。

本村におきましては、先ほど教育長、答弁いたしましたとおり、支援が必要な家庭に対しては支援を行っているところでございます。また、このたびの急激な原材料費高騰に対しては、各家庭の負担増とならないよう、皆さんに対しこの補助をさせていただくというような予算の提案をこのたびさせていただいてるところでございます。

今後も社会経済情勢を見極めながら、また近隣の市町の状況や国県の動向等にも注視をしながら、必要な検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、給食費の無償化に関する答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） まず、給食費のほうですけども、村長と教育長のほうから回答いただきました。これ、決して私は無償化にしてくれと言っているわけではなくて、よく保護者さんから聞かれるんですけど、私は無償化は違うと言っていますので、その点は言ってください。というのが、給食費の無償化とか減額というのは、これ、子育て支援だと思っています。税金を使うということですので、村では違うところにたくさん税金使っていただいていますので、給食のところではできる限りの補助をしていただくということで大丈夫だと私はずっと言い続けておりますけれども、ただ、今回の食材費の値上げ、給食で上がるということは、家庭でも上がるということですので、ガス代から何から、電気代から全部上がりますので、本当に大変だということは理解しております。ただ、給食というものが、毎日弁当だと保護者さんが大変だなということをやっているものではないということも理解しております。これが、ちょっと調べてきました。文科省では学校における食育、給食というのは一つの食育の教育だと思っていますので、推進、学校給食の充実をしましょうということで、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや、肥満、痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻していると言われているんです。また、食を通じて地域などを理解することや食文化の継承を図ることも重要だとし、食育基本法、食育推

進基本計画が制定されて、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことも重要だとされているんです。よく113チャンネルではやっておりますけれども、改めて聞かせていただくと、この地域との関わりですね、食品などの、これは、日吉津村ではどういうことをされているかっというのをちょっとお聞きしたいと思います。教育長さんでいいですか。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 松本議員の御質問にお答えをします。

まず、今食育について、バランスのことも、それから地域食材の利用というふうなことで、2点お話がありました。それで、地元食材の利用については、いろいろ学校、小学校の学習活動の中において農業体験活動を行っています。皆さんもお聞きになったことあるかもしれませんが、もちろん先日行われました米の田植ですね、田植、それで、お米を作って、それを給食食材の中にも入れてもらっていると。それから、既にもう役場横の畑には植わっておりますが、芋の苗植えを終わったところです。これは地域の老人クラブの皆さんにも協力いただいて一緒に植えたものですが、またこれも、収穫を祝ったお祭りも一緒に実施することになっております。それとは別に、また大豆もこれから小学校3年生が植えて収穫を行います。これも、例年でありましたら豆腐などを作って、これも給食の中に入れるというふうなことも行っております。ということで、実際に地域の方々に触れて日吉津村ならではの食材と一緒に作るという活動ももちろんなんです、そういった地元食材をできるだけ給食の中には取り入れるようなことを、栄養士も計画して進めております。そうした中で、例えば地域の、アスパルなども含めたいろんなところと契約をしながら、地元で作られた食材を、もしかすると値段はちょっと高価になる場合もあるんですが、でも、まず、地元食材を、取れるものはそれを活用してというふうなことで計画して進めているところです。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） すみません、私が通告をしたものと多分違うことを聞いてるような気はするんですけども、大変ですのでちょっと値上げとかせずつどうにか言おうと思ったら、もう議題のほうに5円プラスというのが出ておりましたので、急遽ちょっと質問を変えさせていただいたことをおわびしたいと思いますけれども、教育課長さんのほうがきちっと答えられたので、ありがとうございます。ということでいきたいと思いますが、先ほど食材以外とお聞きしました。いろんなものがやっぱりかかっているんだなっていうことで思った以上にかかっているのびびっくりしたんですけども、こういうことをして小学生の子供さんたちの栄養なりを考えていただいているなというのがよく分かります。栄養教諭さんというのもおられるんですね。

だから、これは本当に先ほどの言っていた文科省のほうでも栄養教諭制度というのができていて、今日新聞に載ってたんですけども、先生の倍率、この栄養教諭というのが2.3倍というのが出ていたので、やっぱりいろんな学校に必ずいないといけないように最近はなってるのかなと思ってらるんですけども、それを聞いても大丈夫ですか。栄養教諭さんについてちょっとお願いします。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 松本議員さんの御質問にお答えします。

栄養教諭の配置についてですが、栄養教諭が全学校に配置されてるわけではございません。それで、例えば近隣の状況等も御存じだとは思いますが、日吉津小学校は日吉津小学校に対して1つの給食室で全て給食を持ってくる、1校を担当するという状況ですが、近隣では給食センターを設けて幾つかの学校に給食を運んでいるというふうなところもございます。こういう場合には、その運んでいるところの中で1校、その担当校があって、そこに栄養教諭が配置されていて、その栄養教諭が兼務をかけていろいろな学校を回って指導するというふうなことになります。ですから、日吉津小学校では栄養教諭1人おられますので、本当に学校のために全力投球いただいて、栄養のことから、それから給食指導のことまでしっかり見ていただいている状況であります。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） やっぱり日吉津村は恵まれているなと思います。思い出したことがあります。箕蚊屋中学校ですかね、中学生になると、中学校も給食なんです。今はどうか知りませんが、私がPTAの役員をしていたときは、箕蚊屋中学校と尚徳ぐら이었다と思うんですけども、箕蚊屋中学校も給食センターですので、駅の裏のほうにあるんですけども、そこに役員で行くと、箕蚊屋中学校の保護者っていうのは必ず1人その給食会に入らないといけなかったことがあって何回も行かされたんですけども、試食もさせていただきました。そこも本当に、それこそ先ほど言った栄養教諭さんだと思うんです。どういうこと、こんなに細かいことをしてメニューをつくっていますとか、そういうのを全部教わって、こういう給食の中ですごい量をこうやってしとられるとこも見させてもらったので、やっぱり大きいところは大きいなりに大変だなということを、今すっかり日吉津の量に慣れてきたので、米子市はそうだったなということを今思い出しました。分かりました、ありがとうございます。

ということで、話をどんどん変えないと次が困りますので。給食費のほうなんですけども、あっ、時間がなくなってきました。ということで、学校の給食のほうはきちっとしていただいていると思いますので、あとは経費も大変よくしてもらってますし、補助のほうも牛乳ではなくという

のを、これ、議案ですのでまだ決まってませんので何とも言えませんけれども、そういう問題が出ていたということを教えていただきましたので、給食のほうはこの辺で終わりたいと思います。今後ともよろしく願いますということで。

オーストラリアのほうですけども、これはいいことだとは思いますが、オーストラリアということで、人材育成ということで。ただ、聞きたいというのが何点かありますので、聞きたいと思います。

まず、この次世代を担う人材ということです。オーストラリアにホームステイをされてというところばかりではないと思うんですけども、教育長が考えられる次世代を担う人材というのはどういう子供たちなのか、聞かせていただくといいかなと思います。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 次世代を担う人材育成事業が目指す子供の姿の御質問でございました。一番は自分なりの考えを持った主体性で、それを前面に出してほかの人を巻き込んでいくような積極性、これはリーダーシップにもつながっていくと思いますが、今言いましたリーダーシップを発揮していくためには、プレゼンテーション、説得力、発信力が必要だと思います。そういう意味では、語学ということも必要になるでしょうし、自分の考えをしっかりとって積極的に発信しつつ、みんなを一番、リーダー、人材として必要なのは相手が納得できる言動を本人がしていくということだと思います。人は何でも納得できないと、渋々でも納得していないと、よし、じゃあそれに向かって頑張っていこうとはならないもので、やらされ感になってしまうんですけども、ちょっと個人的な見解になってしまうかもしれませんが、今こんな状況なのでこういうことをやっていこうというリーダーシップを取ろうとしたときに、発信力、納得を得るプレゼンテーションというのが今後特に必要なのではないかなと思ってまして、それも人材育成の大きな目的だというふうに考えてますが、これは人材育成事業のみならず、学校教育全体において、どの子供たちにもその子供たちの状況に応じて身につけてほしい力であるということも言えるかと思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） なかなか同じところに同じ時期に数名行かれて同じ答えが出るということはないと思うんですね、子供さん、いろいろ個性がありますし、子供のときから積み上げてきたものというのもあるので、なかなか一人一人が全部そうなるということはないと思うんですけども、ただ、やっぱり海外に出るということですよ。海外を見据えた人材育成なのかなということが思うので、万が一ですけども、1人でも村内から海外なり、有名ではないです

けど、そういう活躍ができる子ができることが正解ではないと思うんですね。いろんな自分の立たされたところで発揮していくということが大切なことなんじゃないかなと思うんですけど、そういうことでいいですか。

ただ、先ほど6名、結局オーストラリアに行ったのは1回ということですね。そのときに6名でしたっけ。その6名っていうのが、6名でしたね。10人おられたうちの6名にしたのか、やっと集まった6名なのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

募集しましたところ、応募があったのが6名でございます。10名といたしますのは、その次の年ですね、次の次、行けませんでしたので、イングリッシュキャンプをやるときにその6名の子供たちは優先的という考え方で、2年目に行けなかった子供たちの6名は優先的にイングリッシュキャンプにどうですかというお誘いをしました。さらに4人応募がありましたので、結果10人でイングリッシュキャンプしましたという状況でございました。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） 今回、これ、人材育成のことですけれども、結局はお金のことをつつい思ってしまうというのが、悪いあれがあるのかもしれないけれども、何年かこういうふうな学校であるということによってこういうのを出示ておられるのを見ますと十分ではないかという考え方も出てくるんですね、すばらしい活動をされてますので。ホームステイをすることも大事だということもあるんですけども、決して私はオーストラリアに行くことを否定してはいいんですけども、金額的なものを見ると、やっぱりこれこそ村のお金を使ってってことですので、その辺のこともあるんじゃないかなっていうのがあるんですけども、また、コロナ禍落ち着いたらオーストラリアに行きたいということも、ずっと課長のほうも言っとられましたので、そうなんだなということを思ったんですけども、その辺がやっぱり、皆さんがもろ手挙げていいですね、行ってきてくださいっていうような雰囲気でもないというのは確かなんですよ。その辺のことをちょっと聞きたいということもあるんですけども、先ほど一番最初に言ったオーストラリアではなくてはいけないのか、県内で語学体験してホームステイをさせてもらうということも、沖縄の読谷村もそうですね、小学生が同じことをしてます。沖縄でホームステイさせてもらったというようなことで、その辺の海外、国外に行かなきゃいけないというの理由を、ちょっとひとつ短めにお願いしたいです。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 松本議員の御質問にお答えをします。

オーストラリア、1回しか行ったことがないということで、もちろんこれが積み重なってくると、ああ、こういうものなのかなということも浸透してくると思いますが、そういったものはございません。それで、令和2年度にイングリッシュキャンプに変えたときには、オーストラリアに行くって決まっていた生徒が8名おりました。応募してきた生徒は16名いました。ですから、かなり厳しい選考だったというふうに覚えています。それで、決まった8名がずっと事前学習等もやった後で、それで行けないことになってしまったので、これは何とか救ってやらないといけないなという気持ちで企画したのがイングリッシュキャンプです。それで、イングリッシュキャンプを企画したんですが、何だ、オーストラリアに行けないんだったらそれは意味がないなということ、辞退を何名かがされました。それもあったので、来年度、要するに令和2年度のその年の新たに応募したい子というふうなのも踏まえて、再度応募も行って10名で行くことになりました。

それで、今、じゃあイングリッシュキャンプで十分というふうにおっしゃいましたが、もちろんオーストラリアに行く代わりの企画として、何とかそれにできるだけ近い形をと思っいろいろ苦慮しました。もちろんALTの先生を拘束するということがこれまでも近隣でも例のないことだったので、周りの皆さんからもどうやったらそんなことができたというふうなことは非常に問合せも受けているところですが、何せ現地に行くのとの大きな違いというふうに強く感じているのは、本当に助けもないといえますか、そういった中で伝えないと何もできない環境、できないからじゃあやめとくかというわけではなく、それでも自分も知ってもらえないといけない、知ってもらいたい、相手のことも理解したい。そうした中で、子供たちはもう言葉をもう探して探して何とかコミュニケーションを取り、それで一緒に生活をする、そのホームステイの経験が、私も後で聞いた話なんです、修学旅行のときに困っている外国人の方に声をかけて道を案内するとか、そういった経験は、やっぱり体験したからこそできた行動なんではないかなと。もしかするとそういう子たちがやっぱり日吉津がいいなというふうなことを強く思っていて、子育てするんだったら日吉津だなというふうにも思ってくれるのはいいと思いますし、また、日吉津の未来を担うという点では、本当に力のある子供たちを育てることにもつながっていくのだなというふうなことを感じているところです。では、以上です。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 時間がないところで。日南町が、あるいは大山町がアメリカ合衆国カリフォルニア州に中学生を派遣しております。三朝はフランス、マレー、デパンチョ、台湾、大

きな中の台中市に派遣しているというふうに聞いておりますし、湯梨浜町は間違いなくハワイに行っております。さらには、鳥取市がシンガポール、マレーシアに派遣しているというようなことで、やはり行くのと行かないのとでは雲泥の差がある。どなたも経験があると思いますが、国外に、海外に行って見てきたことはすごく大きなその後の生活の糧になる。私、モンゴルに小学生、中学生の引率で行ったことがあるんですけども、ゲルに暮らして、ゲルから出てくる若い女性、全く日本の都会に暮らしている女性と同じです。とってもきれいにお化粧がされて、現代的な服装でゲルから出てくる。あれはとても印象的でしたっていうか、もう忘れられません。見てこないとはそれは分かりません。それは、予算を使うことの価値がどうかっていうのはそれぞれ考え方だと思いますが、やはり非常に大きな価値があると私自身は思っているところです。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） 今の課長と教育長のが一番すばらしいプレゼン力ではないかと思って聞いておりました。気持ちはすごく分かるんですけど、私も、これはすぐやめろという気持ちはありません。今回、すごい遠回しのような現状での今後の考えをって聞いたのは、これ、継続してる事業をなくすというのがすごく難しいのはよく知ってるんです。というのは、特に子供さんのことですので、兄弟さんがおられて、お兄ちゃんが行ったのを見ていて、これ、万が一、妹さん、弟さん、僕も私もあそこに行きたいというのを思っている子供さんがおられたとして、これを予算のためだけに切ってしまうっていいものかっていうのはすごく思いますし、松本議員が質問しなかったけんだって言われるのは一番困るので嫌だなんていうのはあるんですけども、ただ、いろんなことがあると思うんです。時間もないですけども、議会の中で村民インタビューというのがあって、この中では、中学生さん、次、高校生になりますので、高校生にインタビューしたことがあるんです、長谷川議員さんの発案で。すばらしい活躍されてました。ボランティアとか、それこそ数名でしたけれども、その中で高校1年生の男の子がいたんですが、この子がオーストラリアに行ったのかどうかっていうのが、ちょっと。行ってた。行ってた子だそうなんです。ただ、この子が最後に言ったのが、日吉津村というのは中学生にすごくいいことをしてくれてる。これ、別にオーストラリアに行ったとか全く言わなかったですけども、高校生にもヴィレステを使って何かしてもらえないかと言われたんですね。これ、私、ちょっとショックだったんです。すごい活躍をよそでしてる子供なら、自分はヴィレステを使ってこういうことをしたいっていうのかなってちょっと思ってたなら、なので、私たちは、一緒に行ったんですけど、言ってきましたっていうことはないです、ああそうですねとは言わなくて、自分がこうしたいこと、ああしたいっていうことを教育委員会に言えば高校生に対していろいろ考えてくれるから、自分が

こういうことをしたいっていうものを持っていったらいいですよって伝えました。じゃないと、それこそ先ほど言われてたプレゼン力なりなんなりですよ、こうしたい、ああしたいっていうもの、だから、本当に一生懸命してくださるのは分かるんですけども、反対に受け身にさせてしまうという怖さもあるなと思うんです。これを、次は中学校のときこうしてくれた、小学校ではこんなにしてくれた、じゃあ、高校生でもこうしてよっていう、何かしてくれるんじゃないか、それを待っているという子供さんにしてしまっただけじゃないという気持ちがあるんですけども、その点は教育長、最後にどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） おっしゃるとおりだと思いますが、小学校で沖縄に行った子が、中学校で生徒会の役員に立候補して会長をするというようなことがございました。それこそ主体的、積極的ということだというふうに思います。恐らく受け身にはならないというふうに、受け身ばかりの子にはならないというふうに思っているところです。ヴィンステで何かしたいということも、非常に前向きな積極的な考え方だと思います。恐らくそういう前向きな主体的な考えを持った子供たちに育てられているというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） 先ほども言いましたように、個性というものがありますので、同じことをして同じように育つっていうわけでもないんです。先ほど言いました彼も本当にすばらしい活躍をされてますので、そのオーストラリアに行ったことによってなっているのかもしれないですけども、本当にこうしてこうしてっていうのばかりじゃないところを、ちょっと私は不安に思ったので、その辺もお伝えさせてもらったということで、予算のほうは村長さんにもお願いして頑張ってもらいたいと思いますので、これで終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 以上で松本議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで昼休憩に入りたいと思います。再開は午後1時から行います。議場に参集ください。それでは、昼休憩に入ります。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

通告順4番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（４番 三島 尋子君） ４番、三島です。質問は次について３点通告をしております。１点、村のごみ処理計画、２点、特別障害者手当の制度周知、３点目、期日前投票所の再考についての３点について質問いたします。

１点、村のごみ処理計画について。ごみ問題は、地球温暖化、廃プラスチックによる生物汚染、ダイオキシン汚染等、地球環境破壊と命への危険を引き起こしています。環境省は、今年４月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を施行し、ごみ焼却中心から、ごみ減量・資源化の促進へと方向転換いたしました。現在、西部広域行政管理組合においては、西部圏域２市６町１村の一般廃棄物を１か所で処理することが進められています。市町村のごみ処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、該当市町村の区域全域についての一般廃棄物を管理し、市町村が責任を持って処理するとされています。しかし、本村は処理施設を設置していませんので、処理については委託実施をしております。

次、４点について伺います。

①本村のごみ処理は何によって取り組まれておりますでしょうか。

②家庭系ごみ、事業系ごみの状況について説明を願います。これは資料要求をしております、それに基づいて説明願います。

③今年４月施行になったプラスチック資源環境の促進法３Ｒに基づくごみ減量・資源化への取組について。

④米子市クリーンセンターへ支払う可燃物処理負担金ごみ処理料の計算基礎は、どのようなものでされているのかを説明してください。

大きく２点目ですが、特別障害者手当の制度周知を。特別障害者手当は、障害者手帳がなくても、要介護４、５の方で在宅でなくても、有料老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームの入居者も支給対象とされています。制度自体が知られていないことや、申請しなければ支給もされないことなどで、施設入居者は対象にならないと断念している方がおられると聞きます。私もホームページを見ましたけれども、本村のホームページでは分かりにくいというふうに感じております。このホームページの改善と、対象になる可能性のある方には行政やケアマネから制度周知をしたらどうかと考えますが、このことについて説明願います。

大きく３点目、期日前投票所の再考をということで伺います。総務省は選挙について次のように示しています。選挙は私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会、それは公的機関によって厳しく管理され、選挙管理機

関が正しい選挙を見守ることで私たちの暮らしを守ることだとしています。

そこで、本村で行われる全ての選挙については、村の選挙管理委員会によって管理されていると理解しております。質問の期日前投票所について、これまで期日前投票をされた多くの住民の方から聞くことができました。それは、期日前投票所は狭い、記載台のすぐ近くの真後ろから何人も人で見られている。何か怖い気持ちがあった、もっと気持ちよく投票できる場所にしてもらいたいということです。今年7月には参議院選挙、そして、来年4月には本村の村長、村議員の選挙が予定されております。場所の変更についてどうお考えになるかをお伺いをいたします。これは選挙管理委員会の委員長に宛てておりますので、その点、よろしくお祈りをいたします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、三島議員からの一般質問にお答えしてまいりたいと思います。

大きく3点ございました。まず1点目が、村のごみ処理計画についての御質問、2点目が特別障害者手当の制度周知に係る御質問でございました。3点目が期日前投票所の再考をということで、この3点目につきましては、後ほど選挙管理委員会事務局長より答弁をさせますので、よろしくお祈りしたいと思います。

まず、村のごみ処理計画についてでございますけれども、このごみ処理計画が何によって取り組まれているかという御質問でございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらの中で、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないというふうに規定がされているところでございます。この規定を受けまして、本村におきましては日吉津村一般廃棄物処理実施計画を定め、これにより取り組んでいるところでございます。内容といたしましては、可燃物、不燃物の収集計画、最終処分、リサイクル、し尿処理、事業系ごみの取扱いなどが記載されている計画となっております。この計画に基づいて、毎年これ、4月1日に、年度ごとにこの計画を定めておりまして、この計画に基づいて村の一般廃棄物処理を行っているということでございます。

次に、家庭系ごみ、事業系ごみの状況について、資料による説明をということで、資料を配付をさせていただいております。事業系ごみにつきましては、事業所から出るごみのうち一般家庭から出るごみと同等のものにつきましては指定袋により出していただき、これは家庭系のごみとして処理をしているところでございます。つまり、家庭系ごみの処理量に含まれているということでございます。事業所で多くのごみを排出される場合、指定袋で出せない場合につきましては、各事業所が収集運搬許可業者に収集運搬を委託して処理をされているところでございます。このうち、可燃ごみは事業系一般廃棄物として米子市クリーンセンターに搬入し処理をしておるため、

処理量が把握できているものでございますけれども、事業系の燃えないごみ、資源ごみにつきましては、それぞれの事業所が契約された処理先で処理をしておられるということでございまして、こちらにつきましては数量の把握が難しいところがあるというのが現状でございます。このことから、燃えるごみにつきましては、指定袋で出された事業所分を家庭系に含めたものと、事業所が収集運搬を頼んで処理されるものを事業系として報告をさせていただきたいと思っております。

まず、家庭系の燃えるごみの総量につきましては、平成29年度が、燃えるごみですね、535トン、令和3年度が573トンということで、これは人口が増加傾向にあるということも一つの要因と考えられますけれども、増加傾向にあるというような状況だと思っております。

一方で、事業系の燃えるごみの総量につきましては、平成29年度が683トン、令和3年度で586トンということで、こちらにつきましては減少傾向にあるということでございます。事業所数につきましては、法人の登録上は、これ、法人税の登録事業所数ですけれども、約200件程度あるということでございます。このうち、収集運搬許可業者が令和3年度に取引された事業所数は31件でございました。

家庭系の燃えるごみ、1人1日当たりの量は増加傾向でありましたけれども、令和3年度は前年度より減少をしているということでございます。平成29年度が、1人1日当たりの燃えるごみですが、414グラム、これが令和2年度には441グラムというふうに増えてきているところでございます。ただ、令和3年度には439グラムということで、若干ではございますが減っているというような現状でございます。

次に、ごみ処理に要した費用でございますけれども、平成29年度、これは燃えるごみと収集運搬費を合わせたものでございますけれども、平成29年度には3,898万6,000円、令和3年度には3,197万2,000円ということでございます。この経過を見ても、30年度から令和元年度にかけて大きく減少しております。約3,750万だったものが3,200万程度まで落ちているわけですが、これは米子市クリーンセンター負担金の変動が主な要因と見ておるところでございます。令和元年度からは、3年度にかけましてほぼ横ばいとなっているごみ処理に要した費用について、令和元年度から3年度まではほぼ横ばいとなっているというのが状況でございます。

続きまして、4月に施行されたプラスチック資源循環法に基づくごみ減量資源化への取組について御質問でございます。プラスチック廃棄物に関連する環境の変化に対応してプラスチック資源の循環を図るため、プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律、プラスチック新法といえますけれども、これが令和3年6月11日に公布をされています。この中で、市町村は分別収

集したプラスチック廃棄物を再商品化、資源化することが規定されているものでございます。プラスチックは現代社会に欠かせない素材でございますけれども、海洋プラスチックごみ問題など世界規模で問題となっており、政府では令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、ワンウェイプラスチックの排出抑制、プラスチックのリユース、リサイクル可能なデザイン、設計にすること、プラスチック製容器、包装のリユース、リサイクル、使用済みプラスチックの有効利用などを目指すべき方針として掲げているところでございます。

本村におけるこの状況でございますけれども、本村におきましては、プラスチック類と衣類、シュレッダーした紙を合わせて分別収集し、再資源化、RPF燃料化ということですが、再資源化をしているところでございます。これは、法の一括回収に近い分別となっているものと認識をしています。西部広域の構成市町村を見ますと、いずれもプラスチック廃棄物を分別収集しておられるところではありますが、軟質プラスチックにつきましては2団体、米子市と大山町につきましては、可燃ごみとして処理をしておられます。硬質プラスチックにつきましては、日吉津村のみが分別収集をしている状況でございます。

現在、西部広域で一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定し、新たなごみ処理施設について、令和14年度の稼働を目指しているところでございます。この計画におきましては、プラスチック廃棄物の取扱いは国の動向を注視し、構成市町村と検討するというようにされております。現在、その処理の仕方について協議をしているところでございます。こうしたごみ処理の広域化の動き、この鳥取県西部で進められているところでございまして、今後のプラスチック廃棄物の処理は、西部広域の構成市町村で方針を決めて取り組むこととなるというふうに考えています。それまでは現在の分別を継続し、対応をしていきたいというふうに考えています。

次に、米子市クリーンセンターへ支払う可燃物処理負担金、ごみ処理量の計算基礎となるものは何かという御質問でございます。米子市と日吉津村との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約によりまして、本村で発生する燃えるごみの焼却事務を米子市に委託し、この規約の実施細則により経費を規定されているものでございます。具体的には、米子市クリーンセンターの建設費と施設改良工事費及び維持管理費を合計した経費と、ごみの搬入量実績が計算の基礎額というふうになっております。経費及び搬入量から、3年ごとに1トン当たりの処理単価を算出し、これを翌年度から3年間の処理単価として使用をしているものでございます。平成28年の4月から施行ということでございまして、当初の平成28年度から平成30年度の処理単価は、1トン当たり2万5,300円ということでございました。これが、令和元年度から令和3年度までは、2万2,100円、令和4年度から令和6年度の処理単価につきましては、2万4,100円ということ

で、前期より2,000円増となっております。内訳につきましては、基幹的整備改良工事と業務委託、消費税の影響、それらごみ投入量、搬入量が全体として減ったことなどが増額の要因というふうになっております。

次に、大きな2番目になります。特別障害者手当の制度周知についての御質問でございます。この特別障害者手当につきましては、国の制度でございまして、在宅の重度障がい者に対し、その重度の障がいゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者の福祉の向上を図ることを目的とされています。対象者は20歳以上であって、政令で定める程度の障がいの状況に当たるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするような在宅の重度障がい者ということになっております。例といたしましては、両下肢の著しい機能障がいがあり、階段の昇降や室内の歩行について介護なしでは自立できない状態にあり、体幹の機能に立ち上がることができない程度の障がいがあるなど、2つ以上の障がい重複し、日常生活において介護が必要な方ということでございます、例でございます。障がいの程度の詳細につきましては、障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準で定められているところでございまして、これは介護保険の介護度の認定とは別の基準で手当の支給認定がされているため、介護度が重たい方、要介護4、5の方が必ずしも対象になるというものではないということでございます。この認定基準に該当される場合でも、本人及び扶養義務者の所得による支給の制限や、あるいは特別養護老人ホーム及び病院、診療所に該当する介護老人保健施設などの施設入所者は支給の対象外となります。

周知等の状況でございますけれども、特別障害者手当の申請相談があった場合につきましては、法令や各種通知に基づき適宜対応を行っているものでございます。在宅や施設入所の取扱いにつきましては、厚生労働省より発出されております通知に基づき説明をしているところでございます。村内における介護系の施設は、認知症対応型共同生活介護のみが立地をしているところでございます。この制度の周知につきましては、当該基準が複雑であり、対象者となる可能性がある方の選定が難しいという現状がございます。現在は、全村民の方に向け、特別障害者手当を含めた障害児手当や特別児童扶養手当など各種手当について、毎年村報8月号で広報を行っており、今年度についても掲載をしていく予定としております。ホームページでの広報につきましては、掲載内容の見直しを図り、内容の充実を図っていきたいというふうに考えております。また、高齢者の支援を行うケアマネジャーに向けても、各種手当だけではなく、障がい、福祉の制度周知を行い、制度の活用ができる方には利用していただけるように取組を行ってまいりたいというふうに考えております。また、村報で周知するとともに、障害者手帳をお持ちの方には、個別に各

種手当を含む各種制度のチラシを配付しているところがございます。それぞれの制度とも細かいルールがあったりします。誌面の都合上、細部にわたって掲載ができていないところも多々ございますので、制度の該当になるのではないかとと思われる場合には、気軽に福祉保健課まで御相談をいただければというふうに思います。

以上で三島議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきますが、期日前投票所の件につきまして、選挙管理委員会事務局長から答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（山路 有君） 小原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小原 義人君） 失礼します。選挙管理委員会事務局長として三島議員の一般質問にお答えしてまいります。

期日前投票所の再考をということで、選挙時に設置している期日前投票所の場所を別の場所に変えることはできないかという趣旨の御質問ですが、本村では、役場庁舎内の庁議室を期日前投票所として1か所設置しております。投票所を村の中心部に設置することで、どこの自治会からも投票にお出かけいただきやすいように配慮をいたしております。

投票事務の執行に立ち会う投票立会人さんの役割は、投票が公正に行われるよう立ち会うことで、投票用紙の持ち帰りなどを防止するという役目がございます。そのためには、ある程度近い距離からの確認が必要であり、庁議室の広さは適当であると考えております。投票に当たる選挙事務従事者も複数人必要でありまして、現状では総務課全員で対応しております。長期間にわたる期日前投票を庁舎内の職員数を減らすことなく、選挙事務をスムーズに行うためには、現在の役場庁議室が一番適していると考えております。

昨年秋の期日前投票では、有権者の御意見を受けて記載台と投票立会人さんの距離を少し広くしたり、投票立会人の座席が投票者の真後ろに来ないように投票所レイアウトを変更をしたところがございます。また、投票所内では雰囲気や和らげるため、音楽を流すなどの工夫も凝らしております。

この夏に予定されております国政選挙に向けても、役場の庁議室を期日前投票所として準備を進めており、投票事務が公正に執行できるよう努めてまいりますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

以上、三島議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 再質問させていただきます。

一般廃棄物の処理のことについてですが、毎年計画を立てられる処理計画は頂きました、担当課に行って頂きまして、見させていただきました。ですが、法律ってというか、それによりますと、ごみの一般廃棄物の処理計画、処理するっていうこと責任は各市町村に全責任がありますね。西部では行ってますけど、それは西部で決めることではなくて、日吉津村のことは日吉津村で決めていくっていうことですよ。それを決めるために、長期的な基本計画を定めて、長期的っていうのは10年から15年の間の基本計画を定めて、それによって各年次の処理計画を立てていくっていうことになってます。基本計画がありますかっていうことをお尋ねしたら、いや、今設置がされてないということだったんですけども、その点についてはどうお考えになってますでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。

今言われた基本計画ということでございます。確かに、事前にちょっとお話ししたとおり計画なく、調べてみたところ平成2年あたりで計画がございまして、その後がちょっと途切れてる状況でございます。おっしゃられたように、それに基づいて各年度ということでございますが、そのこととちょっとリンクはしませんが、毎年の計画を立ててるので、それで変えていくというようなことで進めてきてる状況がございまして、現在に至ってるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 今後、村の責任として定めることになってますので、今後どういふふうにしていくか、西部では令和14年にしていくっていうことにはなりますけれども、そうなったとしても各市町村が責任を持って処理することには変わりがないと思いますので、その点を今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

処理計画についてですけども、これの計画を見せていただいてちょっと感じましたことは、その年、基本計画が何年には処理の廃棄物の量をこれぐらいにするっていうことの計画を立ててこないと駄目なんですよ。それによって、その年の分の1世帯あたりはどれぐらい、住民1人当たりどれぐらいの処理をしていくとかっていう数字を定めていく、それによってごみの減量化を図っていくっていうことになってるんだと思うんですけども、よその市町村を調べてました。みんなそういうふうに定めてありますけれども、日吉津村はそういうふうになってないんですよ。ただ、私が今回資料要求させていただいて、大変忙しい中に出していただきましたけれども、1人当たりが幾らっていうのが出てきました。人口は増えていっても、1人あたりはこれ400幾らにするとか、500幾らにするとか、年次、人口は増えても廃棄物は下げていくっていう、

減量していくっていう方向づけをしないと、人口が増えた分増えるっていうことではいけないな
っていうふうに思ってるんですね。その点について、この計画書を定められるに当たってです
けれども、やはり今500幾ら、600トン近くが出てますけども、人口で割って大体どれぐら
いになるっていうことが出てきて、それを今後下げていくっていうそういう計画づくりに変えて
いただきたいと思うんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。

先ほどの廃棄物の減量計画ということでございますけども、これはおっしゃられる基本計画や
この実施計画と別で、日吉津村の環境基本計画ってというのがございまして、その中で5年間の計
画で数値をちょっと定めたものがございまして、このたびは、今年度までなんですけども、平成
30年度から5年間の計画がございまして、このたびは、今年度までなんですけども、平成
30年度から使ってるところでございますけども、当時は家庭系のごみで、資源ごみ除いたところ
ですので可燃と不燃と混ぜたところでございますが、443グラム、1日1人当たりありまして、
今年度末には、421グラム、5%減らそうという計画で進めておりました。その間、防災無線
や広報誌等での周知をやってきてるということではございますけども、それに基づいて話をす
ると、このたび資料要求で書いております数値では、3年度末が可燃ごみだけで439グラムとい
う、燃えるごみだけで、この環境基本計画の421グラムには達しておりません。この辺の考察
がなかなか難しいところではございますけども、そういったところの目標値がございまして、
そういったものを使いながらまた減量に努めていきたいと思っておりますし、形としてこの環境基本計
画の中に入れて進めるのがいいのか、基本的な基本計画、それに基づいて進めるのがいいのか、
その辺をちょっと考えながら今後進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 検討を今後していくってことですので、その点はよろしくお
願いたいたですが、ごみの分別について資源化っていうことがあります。その中で県内を見て
みますと、日吉津村がトップですね、資源化っていう、分別っていうことが。県内の平均が25
%ぐらいだと、日吉津はその倍以上あります、分別をしてますけども、先ほど村長のほうからも
説明がありましたけど、米子市は低いです、平均以下なんです。そういうところと今後西部
で一緒にやっていくっていう中では、私は、その負担金のことも併せてですけども、大変何か
厳しいっていうか、多い負担金がかかるんじゃないかっていうふうに思ってるんです。その分別に
ついては、今後、構成の市町村で検討していくってことだっというふうにお聞きをしまし

たけれども、それはぜひ進めてもらわないといけないなというふうに思いますが、ペットボトルを今、日吉津村は回収してもらってますね、それはどういうふうになってるんでしょうか、その説明をしてください。あそこ、プラザに出しますけれども、その後の扱い、皆さんが御存じかなくていうふうに思いますので、回収された、誰が回収して、どこにどういうふうになってるかっていうことをお聞きしたいですけど、ペットボトル。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。

ペットボトルは、村の委託業者に収集してもらって、リサイクルプラザに入ります。そこで選別作業があって、1つの塊に固めて、ちょっとその先の処理先は存じないですけども、合わせてペットボトルとして再生するように処理をされてるということでございまして、その詳細まではちょっと把握しておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 私がちょっとそうかなと思ってましたけれども、聞くところによると、王子製紙の燃料になってるんじゃないかっていうふうに伺ったんですけども、それは違うんでしょうか。（「そうは聞いてないけど、確認したほうがいい」と呼ぶ者あり）

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。

別で収集してるのでそういった意識はなかったんですが、ちょっと確認させていただいて答えさせていただけないでしょうか。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 私も確かではありません。でも、境も一緒でして、境港市も。それで、そのことが境港市の方からも、いや、そういうふうに聞いているというふうにありましたので、え、そうかなと思ったんですね。このたびペットボトルを減らしていくとか、再生利用とか、再々生利用とかそういうことが言われてるのに、大きい事業所で燃料として燃やしていくってことはいいのかなっていうふうにちょっと聞いたものですから、その点でお尋ねをしてみました。よろしく願いをします。

先ほど、県内で日吉津村がトップってことのごみの、家庭ごみについてはそうではありませんけれども、事業所ごみを入れると倍ぐらいに増えてくるわけですね。事業所系のごみがどうなってるかっていうことをちょっと調べましたら、事業所系のごみは、先ほどもありましたように、5年間では大分100トン近くが減ってきてるんですよ。家庭系ごみは、人口が増える

といえども、少しずつ人口が増えるから増えるっていうのがあるんですが、燃えるごみはちょっとだけ減ってます。行政懇談会において、この5月14日の課長の説明で少し減りましたっていうことの説明があったんですけども、あ、ここを見られてそういう回答だったのかなっていうふうには思いましたが、事業系ごみっていうのの大きい商店を抱えていますので、人口は少ないのに人口で割っていけば上がってくるっていうことがあるので、その点があるなっていうふうには思いますが、事業者そしてセブンイレブンが今回テレビで見ましたけれども、そのペットボトルを再生利用していくっていうことの報道がされてまして、あ、事業者もそういうふうにするんだなっていうふうに受け取ったんですが、日吉津村の大きい事業所、先ほど村長からは法人の登録で200戸ぐらいあるけれども、一応31件が出していくっていうことがありましたけれども、そのところの減額に向けての、減量に向けての取組っていうのはどういうふうに行われているかがお分かりでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。

おっしゃられるように、村内の事業所さんのごみが家庭ごみと同等の数が出て、さらに資源ごみも同等出てる、つまり家庭の3倍ぐらいになってるということでもあります。言われたように、事業所さんのごみが減ってる現象があります。その中で、リサイクルされるごみもちょっと変動があるんですけども、拾っておりますデータでは、29年度が可燃ごみですと683トンということですが、そのときの資源ごみが695トンということで、かなりの、リサイクル率ということでは半分以上がリサイクルされてるということで、事業所様としては、それぞれで出るごみをリサイクルしてきてる現状がございますので、それを引き続きお願いしていくことになるのかなと思っております。内容見てみますと、家庭ごみを分けてる部分のほかに、生ごみとかそういったことも取組をされておられますので、いい傾向かなと思います。近年ですと、まだ令和3年は分かりませんが、令和2年にはちょっと減っております、この辺はコロナの影響があったりしてかなと思っておりますが、いずれにしても、事業所様としては、リサイクル率が高いということですので、それを維持していただくような対応を協議しながら進めていこうかなと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 日吉津村は、このごみ処理が始まったとき、何十年か前ですけども、その時点から大変厳しくっていうか、当時の首長さん方取り組んでおられて、それには私たちも参加もしたことがありますけれども、その取組の方法が今ちょっと思い出してみたいんです

けれども、回収が、日吉津村は大八車がありますね、それでしておいて、あと、その耕運機の後ろに大八車のそういうのをつけて、それで各集落を回収して回ってたっていうことから始まっているんですね。そのときに、みんながごみの収集っていうのがあんまり分からないので、袋に入れては出すけれども水が3分の1ぐらい入ってたりして、回収する職員の人がいつも頭から水をかぶってたっていうことがあったりをしてました。そういうときに、その当時の村長さんが、職員も職員になったんならそれに1週間ぐらいついて回れっていうことで、ついてごみ収集を体験をしたっていうのがあります。そこからずっときて、今までの職員の担当の方もどういふふうにしたら水が切れるかっていうことに苦慮されてきたと思いますけど、そういう体験があったなっていうことを今思い出してますけども、そういうふうにしていかないとやっぱり減ってこないっていうことがあると思いますので、今はもう何げなしに、ぼんぼん入れて出すんですけども、そういうことまでは言われなくてもいいですけども、日頃から周知っていうかしていかないと、自治会長さんがいつも苦慮されてます。転出入がありますので、転出はいいですけど、転入されたときに分別がなかなか進んでないところから来られると、そのままをぼんと出されるのでいつも残ってるんですね。そういうところについて、みんなでやっぱり、何ていうかな、していかないといけないと思ってます。これからの西部地区の構想の中で、どういふふうにして西部の広域の処理をしていくかっていうことの中にもかかってくることで、住民の方はそういうことを分られない、知らないんじゃないかなと思うんですね、出しとけば処理してもらえるっていうこともあり、まあ、私もそういう気持ちが時々ぼっと湧いたりすることがありますので、そういうことがないようにせんといけんっていうふうには思ってるんですけども、その周知の仕方っていうこともやっぱり検討していただいて進めてほしいっていうふうに思ってます。自治会の役目っていうことではなくて、取組を進めてほしいっていうふうに思ってます。

教育民生の研修でいい研修をされたなっていうふうには思ってますし、後のまとめとしてもやはりそういうことを考えてやってくださいっていうことがまとめてありましたけれども、それ同感でございまして、今後の進め方について、役場っていうか行政のほうできちんとやっていただけるでしょうねっていうことを思うんですけども、その点についてどうなんでしょうか。西部地区には、私は日吉津村が、何ていいますかね、皆さんを引っ張っていくような今状態にはあると思うんです。それを小さい村だからっていうことではなくて、してほしいなっていうふうに思ってるんですけども、その点についてどうでしょうか、いかがでしょうか、出してほしいと思うんですけども。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。

周知の仕方とか、行政の職員の取組とかっていうことで、この間、リサイクルプラザの見学を本当十何年振り、大方20年超えてますけども、行って再認識したのは、やっぱり作業員さんが一生懸命やっておられる姿を見たところで、きちんと分けんといけんなということや、幸いちょっとまだ涼しい時期ですけども、夏場は物すごい臭いがするということ、そういうことを子供さんたちが見られると一目瞭然で、帰って家庭の人に伝えたりして、だけん分別せないけんよとかっていうことにつながっていくんですよというような説明も受けたりなんかしたところでございます。

また、おっしゃられるように、日吉津村はどちらかというとなんか分別が近隣町よりも進んでるのかなということは認識してるところでございまして、そのことを踏まえながら、今後どうしていくかということと、取り組んできた内容ではちょっとずつでございますけども、ひえづチャンネルを利用させてもらってリサイクルプラザのものを流させてもらったり、困ってるような状況を流させてもらったり、村内の取組を流させてもらってきておりますので、そういった動画を使いながら周知していくのが一つ効果があるのかなと思っております。

それから、職員でリサイクルプラザを見たことがない方もいらっしゃると思いますので、何か機会を見て取り組めたらなということは、これは私個人が思ったところでございまして、今後その辺でも進めていきたいと思ってるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 現場を見るっていうことではですが、このごみ処理が始まってですけど、日吉津村が米子市に委託をしましていうか、その時分からは、行政も指導してバス貸切りでその施設を見学に行ってます、何度も行きました。そして、またグループや女性の会やそういうところからもいろいろ行きております。やはり、それを見てもいいってことが一番だと思いますので、またそういう機会をつくっていただけたらなっていうふうにも思っています。その点も検討をしていただきたいと思います。

次、時間が少なくなりました。2番目の特別障害者手当の制度についての周知ですが、先ほど村長から説明をいただきました。これは、全部の方が該当するっていうことではありません、説明がありましたように。ですが、やっぱり皆さんに周知をしていくってことは大事なことで、その点をよろしく願いをしたいと思っております。

障害者手帳があってもこれに該当をすればできていく、該当がすればそれは頂ける、2万7,300円頂けるっていうことですので、入所をしておられる方、グループホーム等に入っておられ

る方は大変助かるのかなっていうふうに思っています。そういう方も、日吉津村内の方ではないですが、他の町の方でそういうふうにもおっしゃってました、大変助かってますっていうことがありましたので、周知はしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

3番目の期日前投票所のことについてですけれども、これにつきましてほとんどの人が、先ほども言いましたように狭くて、後ろから何か、投票立会人の方はきちっと見ておられないといけないことですのでそれは理解します。ですが、何か怖いっていうことをおっしゃったので、いや、それはいけないっていうことを思いました。私は、先日ちょっとその期日前投票所を見学に行きました。そしたら、そこを申込みをしましたら事務局長さんが案内をしてくださいます、実際に投票をしておられるところをずっと見せていただいたんですけれども、うちの場合は細長い事務所ですので、会場が、それで大きいテーブルがぼんとあって、その反対側で立会をされてるっていうこと、そういうことがありますね。何にもない、健常者って言う言い方がどうか分かりませんが、普通の人は投票ができますけど、車椅子とか、それから代理投票とかそういうのはどういうふうにお考えになってますでしょうか。その点をお伺いをいたします。

○議長（山路 有君） 小原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

代理投票の場合も、車椅子で来られた場合も、庁議室に入っていて、そののちょっと入り口に近いとこですけれども、そちらのほうで投票をさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 私、それってちょっとまずいんじゃないかなと思うんですけど。

車椅子の方は、普通の人ができる高さではないですよ、記載するのが。やっぱり、この間見た所はちゃんと合わせてあるんですよ、投票所が、記載台が、車椅子で来られた人に合うように。全体がぱっと見れるように、後ろに立会人さんは3人おられました、事務の方、職員の方は、投票される人に背を向けて座っておられるんですよ。でも、うちの場合は、見れる、何か体制になってますよね、それで、皆さんがたくさんの人で見られてるっていうふうに取り合えないかと思うんですけども。そういうあれには、外っていうことにはならないしって言うのがあったりしますが、その点はどうなんですか、どうお考えになりますか。

○議長（山路 有君） 小原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

車椅子の場合は、低い投票所を用意させてもらっておりますので、ほかの方とはまた違う形でさせていただいております。

それから、投票立会人さんの役割として、先ほど申し上げました、公正に投票が執行できるように立ち会うという役割がございます。それから、投票券を持ち帰らないようにというふうな防犯という役目もありますので、後ろからになりますけどやっぱり見とくことは必要だなというふう
に思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） それは理解します。それが役目で立会人さんがいらっしゃいますので、それはそれでそう思いますけれども、私も米子市に住所があるときには期日前投票に行きました、ただ、1つの会議室を使ってやりましたね。職員の方でも、期日前投票をして選挙の事務に当たられてる方もあると思いますけれども、そんな、あれが真四角だったらいいかもしれないですけど、もう本当2メートル、3メートルもない、何か真後ろにおられると何となく見られてる、見るのがですけど、ちょっと近くなってしまうふうには思います。

車椅子の投票所、投票場所っていうのはどこにありますか、私は気がつかないんですが、どの場所に置いてありますでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたけど、入り口付近に用意させていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 入り口付近に用意をさせてもらうっていうのは、どういうことなんでしょうか。庁議室に入るまでですか。

○選挙管理委員会事務局長（小原 義人君） 入ってからです。

○議員（4番 三島 尋子君） 入ってから。でも、そこは職員さんが何か投票用紙を配っておられるんじゃないんですか。

○議長（山路 有君） 小原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

庁議室に入りまして、右側に選挙事務従事者がおります。そちらの左側の入り口のところに用意をさせていただいております。以上です。

○議員（4番 三島 尋子君） 左側。入ってすぐ。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 入ってすぐ左ってことですか。自分がするんだったらしゃべらないですからいいと思いますけども、それはあそこ車椅子がきちっと、ぐるって入るんですね、

投票に来られた人はその後ろを歩いて自分の投票に行く、その隣にずっとあるからってということですか。やっぱり、そこのそういう狭いところでやっぱりやるんですかね。言えばヴィレストとか、今後されるトレセンでやっておられるんで、これまではありましたけども投票が、そこを仕切ってっていう、それをずっと使っていくっていうふうには設定にはならないんでしょうか。職員さんの事務の関係っていうことがあるかも知れませんが、やはり有権者を優先っていうことで考えていただきたいなっていうふうに思います。気持ちよく投票ができるようになっていうことを思いますし、今まで車椅子で選挙に来られた方がありますでしょうか、障がい者の方にこうしたときなかなか行きにくいってことがございました。その点も検討をしていただきたいっていうふうに考えます。その点いかがかお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えいたします。

庁議室の広さというところですが、今回、先ほど答弁いたしましたとおり、前回の秋の投票からちょっとレイアウトも変えまして、今までの距離よりも広く取るようにいたしました。それから、先ほど質問の中でおっしゃいました、投票人さんの真後ろで見られてるような気がしていけないということだったので、それが真後ろにこないようにちょっと斜めにずらして、当然距離も取れるような形でレイアウトも配置させていただきました。そういった工夫をしておりますので、決してその距離が短過ぎるというふうには感じておりません。

あと、車椅子につきましては、実際に来られた方もあります。場所的には、やはり庁舎の1階ということですので、車椅子も入りやすいところであるかなというふうには感じております。

それと、あと別の場所ということなんですが、やはり期日前投票というのは選挙事務従事者も何名か、複数名必要でございます。その職員をずっと別の場所で拘束するということになりますと、なかなか本来の業務がまた滞ってしまう、サービスが行き届かなくなってしまうということもございますので、いろんなところをトータルに勘案しまして庁議室がいいじゃないかなってところで感じております。この問題を選挙管理委員長とも話し合いまして、やはりその辺りの選挙事務従事者の役割も大変だなということも御理解いただいておりますし、あと、やはり投票立会人さんが見なきゃいけないというところは自分たちの役目なんだというところはおっしゃってございましたので、今の形でさせていただければなというふうに思っております。また、今回の選挙を通じましていろんな御意見が出るとお思いますので、その辺りが出れば教えていただければ、また改善につなげていきたいなというふうに思います。以上です。

○議員（4番 三島 尋子君） 終わります。

○議長（山路 有君） 以上で三島尋子議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 次に、通告順5番、井藤稔議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。ただいま議長のほうから質問の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

本日は、大きく分けまして3点について質問をさせていただきます。

1点目が、見直された村防災計画についてということが1点であります。大きく2点目が、コミュニティ・スクールの狙いということについて質問をさせていただきます。3点目が、子育て拠点施設の運用についてでございます。見直された村防災計画について、これが細かく5点ほどであります。それから、コミュニティ・スクールの関係が細かく4点ほど。それから、子育て拠点施設の運用について、これが4点ほど、以上順次質問させていただきたいと思っております。

なお、1つ目の見直された村防災計画についてというのは、私が作成した資料を一部提出させていただいて、失礼します、マスク取らせていただきます。提出をさせていただいております。それから、2点目のコミュニティ・スクールの狙いの質問につきましては、資料を要求させていただきまして、1つ、日吉津村の小学校運営協議会の構成表が提出になっております。以上2点が本一般質問に係る資料でございます。それでは、順次説明させていただきたいと思っております。

実は、このたび80分いただいております、大体60分ということなんですけれども、話下手なものですから、なかなか分かりづらい部分が出てきますし、時間が足らなかったときにということで、20分ほど通常より余計に時間をいただいております。なるべく要点よく、一生懸命質問させていただいて、早く終われば終わりたい、そのように考えますのでよろしくお付き合いをお願いしたいと思います。

まず1点目の、見直された村防災計画についてであります。これ御承知のとおり、災害対策基本法が今年の5月の20日頃だったと思っておりますけれども、ここで改正になりました。主に避難情報の修正、避難レベルの見直しがあったということがありました。そういうことで、村のほうでも防災計画の見直しが必要だということで、多分5月過ぎから執行部のほうでも作業にかかられたんだろうと思っております。その後、私のほう9月定例会、それから12月定例会、それから今年の3月定例会ということで、3回この村の防災計画の見直しについては質問させていただいております。そういうことで、答弁をいただくのにはあっては、今までお聞きしてることとダブるケースもあろうかと思っておりますけれども、その点は容赦願いたいと思っております。

改正の要点は、先ほど申しましたように、過去の定例会での質問で答弁をいただいておりますように、災害レベルの見直しに伴う修正。それから、2点目は避難所における感染対策の見直し、それから、3点目が災害対策本部の組織体制の見直しだということで答弁をいただいておりますし、改正、見直しになった後その計画自体を頂きまして、ざっとですけど目を通させていただきました。そうしましたら、やはりその3点の関連箇所が見直されてるというふうに私自身も確認させていただいております。そういう状況の中で、この防災計画が確実に見直された後の初めての質問になりますけども、改めて次の5点について質問させていただきたいと思っております。

まず1つが、改正内容とその狙いはどうでしょうかということでもあります。先ほど申しましたように、避難レベルの改正以下3点、見直し要点、先ほど申しましたけども、その狙いは。具体的にどういうふうに直され、その狙いは何かということについて、簡単に説明いただければと思います。

2つ目が、訓練による検証結果はどうであったかということでもあります。12月の定例会のときだったでしょうか、3月だったかもしれません。そのときに、村長のほうから昨年10月頃、要は試案について一部、2つ目に申しました避難所における感染症対策について、職員の方だけで訓練をされたということでありましたので、この辺りの検証された結果はどうであったのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、3つ目が、日吉津村防災会議からの意見の有無と、その反映がどうでしょうかということでもあります。日吉津村防災会議、これは関係機関が多く、公的機関、例えば消防とか、例えば自衛隊とか、いろいろな構成メンバーがございます、県とか、こういうようなところで構成される、いわゆる村の防災会議からの意見がどうであったかということでもあります。本年の3月の定例会のときに質問しましたら、まだ防災会議のほうにこれから示すところだという答弁をいただいておりますので、その結果どうであったでしょうかということでもあります。意見があったのか、なかったのか。その意見については、どのように反映されたのかという点であります。

それから、4つ目が、村の国民保護計画、何か突然に出たような話なんですけども、これは御承知の国民保護法による体制が、防災計画と同じように国民保護計画ということで組まれております。これは、内容的には本当に、量からいけばほとんど防災計画と同じぐらゐの書類的には厚さになります、非常に多いもんなんですけども、この辺りの改正予定はあるのか、ないのかということでもあります。何で国民保護計画の関係だいということになろうかと思いますけど、いわゆる関連が必ず出てまいりますので、その辺りをお聞きしたいと思います。

それから、5点目が、今後の対策推進上の課題は何かあるんでしょうか、どうでしょうか。一

通り村長が見られて、主に対策上の課題は何かあるのかどうかということについてお答え願えたらと思います。

大きな2点目であります。コミュニティ・スクールの狙い、これは教育長のほうにお尋ねしたいと思いますけども、先日、日吉津小学校の地域の、教育委員会主催でしょうか、どうかちょっと忘れてしまったけども、地域とともにある学校づくりをめざして、コミュニティ・スクールという小冊子を頂く会合がありました。日吉津でコミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校のことをいうという、チラシの中に説明書きがございました。制度的にあまり私、この点について知りませんでしたので、あ、こういうのんがあるんだなということで、実は参加させていただいたようなわけであります。私が参加するように案内をいただきましたのは、小学校の見守り隊の活動を、ほかの議員の方もおられますけど一緒にやっております、そちらの、いわゆる小学校のコミュニティの1つということで参加してくれという要請でございました。先ほど紹介しました、執行部のほうから頂いた資料がございまして、そこに構成メンバーがあります、その中の、いわゆる見守り隊というところの1人として参加させていただいたというような経緯でございまして。そこで、次の4点について伺いたいと思います。1点が、学校運営協議会の設置目的とその構成はどうなんだろうということ、先ほどから申してまいりましたように、提出をいただいた資料がそれです。それから、2点目が、コミュニティ・スクール運用の狙いは何ですかということをお聞きしたいと思います。それから、3点目が、コミュニティ・スクールの運用の実態はどうなんですか。また、その成果はどのように把握されておりますかということ、それから、これについて今後どのような展開を考えておられますかということについて、4点目についてはお聞きしたいと思います。

それから、大きな3点目であります。子育て拠点施設の運用についてということ、であります。複合型子育て拠点施設の整備が着実に進んでおります。私も時折、保育園などに孫の迎えに行きますけど、今、外枠や、あるいは作業床なども随分きれいに取られてきて、全容が本当に目に留むようにといたしますか、目の前に見えるという状態まで完成しております。この本会議に向けた全員協議会の中でも、9月5日の日に開館予定だということで、現在その作業を進められてるということでございまして、今回の議会の中にも、この子育て施設の関連の条例が上程されてきております、関連条例がですね。そういうことで本当に目前までということ、であります。執行部のほうも随分御苦労なされたんじゃないかなと思いますけども、間もなく本当に完成するなということで私自身も大変喜んでおりますし、また、利用される皆さん、村民の皆さん、本当に多くの皆さんが喜んでもらえるんじゃないかな、このように思います。

この関係について4点質問させていただきたいと思います。1点目が施設整備により特に改善となる事項はということであります。表現がちょっとまずかったなと思いますけども、要は、システム上というふうに考えていただいたらようございますので、細かいところで教えていただいたらと思います。

それから、2点目が保育所型の認定こども園へ移行するというのを聞いております。この移行されるのはどうなのかなということでもあります。一部その理由は今までの会合等の中では聞かせていただいておりますけど、その辺り、再度お願いしたいと思います。

それから、一時保育の窓口、これは支援センターのほうにするということでありました。一時保育、なかなかこれが過去行われておりませんでしたので、今回、随分いろいろな面で利用が範囲が広がるのかなというふうに感じておりますけども、その理由等についてお聞かせ願えたらと思います。

それから、4点目が、こうしてできて、いよいよ利用段階に入っていくわけですが、今後の課題、あるいは今後の展望等についてお聞かせ願えたらと思います。

以上、大きく3点、小さくいって13点ほどになりますか、について答弁をいただけたらと思います。必要により再質問はさせていただこうかと思っております。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、井藤議員からの一般質問にお答えをしていきたいと思っております。

大きく3点ございました。1点目が防災計画の見直しの内容等々についての御質問でございました。2点目がコミュニティ・スクールの関係の御質問でございまして、こちらにつきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。3点目が子育て拠点施設の運用についての御質問でございまして。

まず、大きな1点目で、見直された村防災計画についてということで、御質問をいただいております。まず、この改正内容とその狙いについての問いでございますけれども、改正内容につきましては、先ほど議員のほうからも御紹介いただいたところでございますけれども、昨年度改正になりました災害対策基本法の改正の、これを反映しました避難基準の改正ということでございます。これまでも繰り返し周知をさせていただいておりますし、また、テレビ等でも他の地域とかに発令をされておりますので、皆様もよく御承知になってきておるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、従前ありました避難勧告というのが廃止になりましたというのが大きなところでございます。避難準備、高齢者等避難開始という段階だったものが、現在では高齢者等避難という表現になっております。これまでは、避難勧告と避難指示、過去緊急という区分

だったものが避難指示という新しい一つの区分にまとめられたということでございます。また、災害発生情報という区分が変更になりまして、緊急安全確保というような区分に変更になっているものでございます。この避難勧告廃止になったこの災害対策基本法の改正を本村の地域防災計画のほうにも改正をして反映をさせたというのが1点目でございます。

2点目につきましては、村の災害対策本部の組織の再編ということでございまして、これまでありました部及び班の編成というものを班の編成ということで、この部でたくさんあったものを少し統合をしまして、5つの班に集約をしたということでございます。こちらにつきまして狙いでございますが、やはり限られた人数の中で迅速な対応を取っていくことが必要ということでございますので、より流動的というか、迅速に柔軟に対応ができるようなこの班編成に編成をし直したということがこの狙いでございます。

次に、もう一点が、避難所等の感染症対策ということでございまして、これは一昨年になりますけれども、トレセンのほうでパーティションを設置した訓練等のシミュレーションもしてみたわけでございますけれども、こういった感染症流行下におきましても災害はいつ起こってくるかわからないということでございます。こういった感染症流行下における、いわゆる避難所等の感染症対策について記載をしたということでございます。具体的には、そのパーティションや消毒等の準備をしたり、あるいは発熱がある方については別室にまずは行ってもらってこちらで様子を見ていただくとか、そういった感染症対策を講じるというような準備をしていくということでございます。

訓練による検証結果ということでございますけれども、昨年の10月に職員の初動訓練ということで、災害対策本部の設置運営の初動の部分についての訓練を行ったところでございます。これの内容、結果を検証して災害対策本部の再編についても反映をさせたところでございます。また、この訓練を行う中で、職員のほうからも反省意見が出たところでございまして、その中にありました一部装備品の拡充等につきまして、今年度当初予算で計上させていただきまして、そうしたところの充実も図っていくというふうに今進めているところでございます。

それから、村の防災会議からの意見の有無と反映についてでございますけれども、防災会議につきまして、今回、コロナということで書面開催ということになったところでございますけれども、その中で委員の皆様から意見を幾つかいただいておりますので御紹介をさせていただきますと、今回の改正内容について周知を図ってほしい、早期の説明会であるとか、あるいは訓練の実施、また、広域での取組等について、広域での取組を進めていくべきというような御意見も頂戴したところでございます。

改正内容の1つ目のところで説明をいたしました災害対策基本法の改正、避難勧告の改正ですが、こちらの改正につきましては、昨年度自治連合会のほうでも説明をさせていただきました、各公民館のほうに掲示していただけるようにポスターも配布をさせていただいているところでございます。こちらのほうにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、他の地域であるとか報道等でも繰り返し周知が図られているというふうに認識をしているところでございます。

それから、訓練のことにつきまして、防災訓練の関係でございますけれども、昨年度はコロナの状況ということで、一昨年に続き開催ができなかったわけでございますけれども、昨年度県や鳥大さんと連携をしまして、福祉避難所との連携を含めた訓練を今年度10月2日の日に予定をしているところでございます。またぜひこのたび、各自治会のほうにもまた参加をしていただくような形でできたらというふうに考えておりますので、今度の自治連合会のほうで自治会の皆様にもそういったお話をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

意見のありました、もう1点の広域的な取組につきまして、この連携内容等の検証を含め、現在、鳥取県西部の9市町村で担当者レベルでの協議を進めている段階ではございますが、今後必要になってくる取組であると思っておりますので、積極的にこれは推進をしていきたいというふうに考えております。

次に、村の国民保護計画の改正予定があるかどうかという御質問でございますけれども、この国民保護法に基づきます日吉津村国民保護計画につきましては、平成18年度にこれを策定いたしましたして、平成24年度末に改正を行っているものでございます。この計画、国民保護に係る武力攻撃事態、テロ等の事態が発生した場合の市町村の役割としましては、国や県の指示による対策本部の設置、また、警報や避難指示の伝達、避難住民の誘導、あるいは救援を行う、そして、被害等の状況を県等へ報告をするというようなことが市町村の役割とされているものでございます。先ほど申しました平成24年度以降も国民保護法の改正は行われているところでございますけれども、その内容としましては、国及び都道府県の財政に関するものであると認識をしております。これに対しまして市町村計画の改正を必ずしも行う必要があるものではなかったということから改正をしていないものでございまして、今後、この国民保護法、法律等の大幅な改正、市町村の体制に関わるもの等が出てきました場合には、村の国民保護計画についても改正を行ってまいりたいというふうに考えております。

この中で最後になりますが、対策推進上の今後の課題は何かという御質問でございます。

これは、先ほど中でもお話をしましたけれども、1つは、やはり訓練の実施ということでございまして、新型コロナが流行しているという中で、2年続けて村全体での防災訓練が実施ができ

ていないという現状がございます。やはりここは各自治会の皆様にも御参加をいただいて、繰り返し訓練をしていくということが、やはり日頃の心構えであったりとか、体が動くということにつながってこようかと思っていますので、ぜひ今年度は、自治会にも参加、村民の皆様にも御参加いただくような訓練を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、私のほうからは大きな次3点目になりますけれども、子育て拠点施設の運用についてということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、この中の1点目、施設整備により特に改善となる事項はという御質問でございます、この複合型子育て拠点施設の整備に関しましては、保育所等建て替え検討委員会からの提言や、住民説明会、パブリックコメント等でいただきました意見を参考に、令和2年の8月に複合型子育て拠点施設整備基本計画に建設の基本的な考え方を規定してあるものでございます。その中で3点大きく分けてございまして、保育所、児童館、子育て支援センター、民俗資料館のそれぞれの機能を生かした複合的な子育て支援施設にすること。それから大規模災害時の浸水想定に備え、一時的な緊急避難として、垂直避難できる2階建ての構造とすること。それから、施設利用者がそれぞれ交流できる機能を備えると、以上3点がこの基本計画に盛り込まれているものでございます。

この新しい施設の特徴といたしましては、申し上げますと、全体ではちょっと施設のなところになるかと思えますけれども、保育所、児童館にこれまでなかった保護者の方と一緒にお話ができるような相談室を設置をさせていただいております。また、体調不良の児童用の在留スペースを設けております。それから、特に保育所が中心になりますけれども、部屋面積のほうを広く取るようにしておりますし、子育て拠点施設として施設間連携が効果的にできるようにということで計画を進めているところでございます。

保育所、子育て支援センターの棟を大きく分けて、保育所・子育て支援センター棟と児童館・資料館棟、2つに分かれるわけですが、保育所・子育て支援センターのほうでは、未満児用の専用園庭を設置をすること、それから、調理の様子子供たちからも見えるような給食室、準備室をしているところでございます。また、次のお答えにもつながりますが、子育て支援センターを併設をし、一時預かり事業を実施をしていくということで予定をしております。それから、児童館・資料館棟のほうですが、先ほど申し上げました垂直避難ができる2階建ての構造にしております。また、資料館の機能を取り込んでいくということで、日吉津村の歴史や文化を学べる展示交流スペースを併設するという予定にしております。

以上、大まかなところではございますけれども、新しい施設の特徴として、今、開館に向けて

鋭意準備を進めさせていただいているところでございます。

次に、保育所型認定こども園への移行理由についての問いでございますけれども、こちらにつきましては、平成25年度に実施いたしました子ども・子育て支援事業計画策定に当たってのニーズ調査結果、また、令和元年度に実施いたしました第二期子ども・子育て支援事業計画策定に当たってのニーズ調査結果など、以前から要望のありました1号認定の利用枠を広げ、現在の保育所の形態を基本として、1号認定の利用枠を拡充する保育所型認定こども園への移行を行うという計画でございます。

認定こども園への移行のメリットといたしましては、保護者の就労条件に関わりなく、いわゆる保育が必要と認定されない児童につきましても受入れをすることができるということでございます。また、現在も小学校との連携は充実を図っているところでございますけれども、さらなる幼・保・小連携の実施につながっていくものと考えているところでございます。

現在、この施設整備と併せまして、認定こども園への移行について必要な事務手続について確認準備を進めているところでございます。この事務手続上、年度途中でのこども園への移行は困難であるということが分かっておりますので、令和5年の4月、来年の4月からの移行に向けて申請を行っていただけるように準備を進めていきたいと考えております。また、町内プロジェクトにおきまして、この認定こども園への移行につきまして、適切な認定こども園のタイプ、職員資格、保育内容等につきまして検討を進めているところでございます。

次に、一時保育の窓口を子育て支援センターに移設する、この理由についての御質問でございますけれども、このたび新しい施設で準備をしておりますのは、一時保育ということではなくて、一時預かりということで今準備を進めているところでございます。この一時預かりというのは、保育ということではなくて、その保護者の都合により利用できる子育て支援であるという観点から、保育所より子育て支援センターが主体となることが望ましいというふうな考え、子育て支援センターを窓口は今考えているところでございます。一時預かり事業につきましては、断続的にまたは緊急に家庭で育児が困難となる場合に一時的な預かりを実施することで、児童及びその家庭の福祉の増進を図ることを目的としております。一時預かり事業の利用者につきましては、おおむね子育て支援センターの利用者と重なってくるものと推察ができるところでございます。そのことから、この親子の状況をよく知る子育て支援センターが窓口となることで、より安心して事業を活用してもらえるものと考えております。これにファミリーサポート制度も継続をし、子育て世代のニーズに合わせて選択肢を広げることができるものと考えております。今後は窓口は子育て支援センターが担うこととなりますが、職員配置も含めて保育所とは連携を取りながら

事業推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、今後の課題と展望についての御質問でございますけれども、当面、現在順調にこの工事は進んでいるところでございます。7月末には施設が完成をし引っ越しをして、9月には請負開始の供用開始ができるようにということで準備を進めております。まずは、ここに向けてしっかりと準備を進めていくということだというふうに思っております。そのために現在、毎週プロジェクト会議を開催をして必要な準備を進めているところでございます。また、今後の展望ということでございますけれども、この施設の基本コンセプト、「みんなで支え 育もう 次代を担うひえづの子」というのを一つの基本コンセプトとしております。この施設の中での主な3つの機能、支えること、育むこと、そしてつながること、この3つの機能を柱として、これをまずは携わる職員に周知、理解をしていきながら、関わる人たちがこれを意識を醸成をしていきながら向かっていく必要があるというふうに思っています。あわせて、今後になりますけれども、この日吉津村の子育てのグランドデザインを策定をし、子育てに係る関係者、関係機関が、この基本コンセプトのイメージを共有し、継続的な子育て支援、または、子供たちの育成につなげていけたらというふうに考えているところでございます。

以上で、井藤議員からの一般質問に対する私からの答弁とさせていただきます。コミュニティ・スクールの狙いにつきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 私のほうから井藤議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

初めに、議員から紹介いただきましたこの冊子、A4、8ページ仕立てでございます。村報と同時に4月の初めに全戸配布ということでお届けしたところでございますので、皆さん御覧いただけたかというふうに思います。この冊子を御紹介いただいた上に御質問いただいてありがとうございます。感謝を申し上げます。

4つの御質問がございました。まず、学校運営協議会の設置目的と構成についてでございます。学校運営協議会の設置目的でございますが、およそ3点あるかと考えております。まず、この協議会の中での意見交換を通しまして、地域の住民及び保護者の皆さんと学校、相互の理解を深め合うことが大切だなと思っております。このことを通して目指す学校、地域とともにある学校につながっていくというふうに考えております。2つ目に、保育所、小学校、社会教育の取組等を中心に、保護者、地域住民、各種団体が協働連携した地域コミュニティにつながっていくようにすることが2点目であると思っております。さらには、そうなることをして3点目としまして、自己実現のための確かな資質を持ってふるさと日吉津を大切に作る心を持った子供を育成すること及び

関わってくださった地域の皆さんの特技や持てる力が発揮されて、地域への貢献が自覚されるようにすることというようなことが設置目的になるかと思えます。この運営協議会の構成につきましては、資料要求ございましたので、議場の皆さんに配付させていただいているところでございます。

2つ目の御質問のコミュニティ・スクール運用の狙いということについてでございます。コミュニティ・スクール運用の狙いにつきましては、学校と地域が連携・協働して、当事者意識を持って子供たちの成長を支えていく地域とともにある学校づくりを進めていくことが一番の狙いであるかというふうに思っています。具体的に申し上げますと、日吉津小学校では、農業体験学習をはじめ、本の読み聞かせや登下校の見守り隊、挨拶運動等々、これまでの地域の皆さんの御活躍に学校教育は支えられてまいりました。今後も温かい地域の皆さんに囲まれて、子供たちが健やかに育っていけるよう、現在の取組を持続可能なものにしていく必要があると考えております。学校運営協議会の設置に伴って、教育委員会に地域コーディネーターを配置させていただきました。このコーディネーターがいろんな皆さんをつなぎまして、ネットワークを構築し、豊かな対面活動に結びつけているところでございます。日吉津村ではコミュニティ・スクールの設置が持続可能な地域と学校の協働のシステムを担っていくものと期待しているところでございます。

3つ目にコミュニティ・スクールの運用の実態と成果、4つ目に今後の課題はという御質問でございました。まとめて申し上げますと、令和元年度にコミュニティ・スクール設置運用等々に関する各種研修に参加いたしました。それから先進地視察に教育委員会として参りました。学校運営協議会の設置に向けて、そういう必要な準備等を行ってまいりました。令和2年度になりまして、学校運営協議会設置推進委員会を設置しまして、令和3年度の本格実施に向けた準備を行って、ここではほぼ学校運営協議会の取組が進められるような状況まで参ったところでございます。準備と併せて令和2年度から地域、保護者、教職員等々、様々な立場の人々に集まっていただき、日吉津村熟議を開催いたしました。熟議とは、熟慮と議論によって問題解決を目指す対話というふうに規定しております。令和2年度の第1回熟議では、「めざす子どもの姿」について議論を行いました。その中で出てきた意見について、学校運営協議会で再度確認し、校長が次年度、令和3年度の学校経営方針を作成する際の大きな参考になったというところでございます。そして、昨年、令和3年度に、また第2回の熟議を行いまして、今度は「私たち大人にできること」というテーマを基に熟議を行い、子供たちの学びに関わることを運営協議会委員がまず学校の中に入って、掛け算九九の練習に子供たちを支援する形で参加したところでございます。このように令和2年度は学校運営協議会のシステムづくり、令和3年度は地域と学校がどのように協働できる

かの検討を行ってまいったところでございます。今後の考え方でございますが、これまでコミュニティ・スクールの活動を聞いた方、知られた方から、自分にできることで協力したいことがないかいな、協力できることはないかいなという、ありがたい連絡を受けることもございました。本年度令和4年度は、地域コーディネーターのつなぎを基に、そのような地域の方々を学校における協議活動やカルチャー土曜塾との体験活動とつなぐことを通しまして、協働して活動する体制づくりを推進しながら、地域とともにある学校づくりを進める中で、地域の皆さんの当事者意識と主体性を生かしたコミュニティづくりの一助になるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

○議長（山路 有君） これより、再質問を行います。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。本当に細かい御答弁をいただきましてありがとうございます。まずはお礼を申し上げたいと思っております。その上でお尋ねしたいと思っております。時間の都合上でございますので、2番目のコミュニティ・スクールの狙い、それから、その次に3番目の子育て拠点施設の関係、最後に防災計画の見直しの関係、この順番でいかせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、コミュニティ・スクールの狙いとの関係であります。教育長には続きになりますが、ひとつよろしくお尋ねしたいと思っております。先ほど答弁をいただきまして、私も実は本当にこれはどういうあれかなと、実は当初そういう気持ちでおったわけでございます。そういうことで、今お聞きして、おおむね概要が分かりましたので、本当に協力できることは協力していかないけんなどという感じ、さっき教育長がおっしゃったように、そういう感じで承りました。そういうことで、少しだけちょっとお聞きしたいと思っております。1つは、コミュニティ・スクールの運用の狙いとの関係であります。当事者意識を持ってもらうということは大きな狙いの1つだという教育長のほうから説明いただきましたけども、やはり当事者意識ちゅうのは本当に何事も一緒だなと思っております。先ほどまでの同僚議員の質問の中で、いわゆる自治基本条例の関係の参画と協働ちゅうことありますけど、やはり私ごととして考えていかないと、なかなか本気でもむことはできないという感じ、私、常日頃思ってるもんですから、そういう意味では本当にこういうところから発展していきまして、本当いい形で村づくりに生かせればなという感じがします。それで、こういう席ではどうかと思っておりますけども、あえてちょっとお尋ねしたいと思っておりますけども、コミュニティ・スクールの運用の関係でありますけども、先ほど教育長おっしゃったように、このパンフレットを頂きまして、私も実は持ってきとったんですけども、このようにやはり出していただく

ちゅうか、効果があったちゅうのをやっただくと、やはりみんなの励みになるなど、そこからまた輪が広がるなどという感じがしますので、これはぜひとも単発じゃなくて、その都度、やっばよかったなどということについては出していただけたらな、もっともっと効果が上がっていくんじゃないかと思っておりますので、1点お願いしたいと思っております。

それから、もう1点は、最近子供の、私感じなんですけども、言葉が悪くなってますよね。最近とっても言葉が悪いなど、まあ、元気な証拠なのかもしれません。ですけども、言葉ちゅうのは、どんなあれかは知りませんが、ずるいとか、それから、自分が気に食わないと、あっち行ってって言って、そこで切るような本当に言動があるんですよね、これが子供は親の鏡だということを行いますけども、やはりその辺りが、やはり世情が子供の言葉の中に日々の、出てきてないだろうかという、実は心配を1つはいたしております。ですから、こういうような場を通じて、この辺りを教育長のほうからでも言っていただいて、展開していただければいい形になるんじゃないかと思っております。これは老婆心かもしれませんが、そのように思います。また、最近中学校のスポーツのアウトソーシングというようなことで、新たな取組等も出てきております。それから、今までに真に日吉津小学校ですね。それから、いわゆる先生方の働き方改革というような一連の流れの改革が順次行われてきておりますけども、それが後どうなったかちゅうことがなかなか分かりづらい部分がありますので、そういうような辺りをどんどん鼓舞していただいて、それでやっていただいたら本当にいいものになるんじゃないかと思っておりますけど、この辺り、教育長、簡単に結構ですのでひとつよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員の御質問にお答えします。

まず、このコミュニティ・スクールのパンフ、リーフレットを基にいろいろ意見いただきましてありがとうございます。それで、励みになるというのは何よりのお言葉でございます。それで、単発ではなく発信をということ、非常に重要な要素だと思っております。このリーフレットもそうなんですけど、この内容を基に、ああ、こんなことをしてるって知らなかったわっていうふうな声を伝えてくださる方もあります。伝えるってことはすごい大きい意味もあるなっていうこと、それから、もちろんタイムリーに伝えていくことも重要だと思っております。今のところはホームページなどでどんどん発信はしてるんですが、なかなかコミュニティ・スクールっていう言葉自体も浸透がしにくいような状況でもありますので、また最適な方法は、また検討していきたいというふうに思っています。それから、例えば世の中の状況等も踏まえながらの子供たちの変化、言葉の悪さというふうなことを例に挙げて話していただきました。コミュニティ・スクールの設置

の目的の中には、これまで地域の力で育ってたというふうな視点もあります。いろんな方々がおまえやちなってって、子供たちに関わったり、帰るときに、おい、何やっちょうだというふうな注意してくださったりとか、そういった地域の力を子供たちについていうふうな要素も大きく含んでいるものですので、また言葉の乱れていうのは、ある程度テレビの影響等も当然受けていくものであるとは思いますが、多くの大人の方と地域の方と関わっていく中で、また見直していければなというふうにも思っているところです。では、以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。ありがとうございました。

それでは、次に、3番目の子育て拠点施設の関係で、少しだけお聞きしたいと思うんですけども、本当にいい形になればなあと、これは私、偽らざるあれなんですけれども、1つだけちょっと気になっとなることがございまして、現在、地域の密着型の小規模保育所が運用されてると思います。小規模保育所がですね。ゼロ歳から2歳までということで、あれは何名ですか、6名から19名ぐらいまでの収容ができるということで、2か所ありますよね。ありますけども、これは将来的にはその辺りはどうなんでしょうか。聞くところによると、使用人員が180名ぐらいということですし、このたびはいわゆる1号認定の枠拡大だということで、ゼロ歳から2歳までの、いわゆる拡張を図るものではないということのようですし、保育所型の認定こども園とするということなんですけど、その辺り、1号認定の枠の拡大だということで、先ほど説明いただいたわけなんですけど、その辺りは将来的にはどうなんだろうかなという気がいたします。というのは、いろいろ説明をいただく中で、いわゆる預かれる人員が180名ぐらいまで可能のような話であります。本村は子供の人数が増えたということなんでしょうか、だと思しますので、そういうことでするので、まだまだ対応せないけん部分もあろうかと思えますけども、その辺りゼロ歳から2歳の今見ていただいとる、いわゆるアウトソーシングではないんですけども、そういうような形でやっていただいとる民間施設の関係ですよね、民間の保育施設の関係は将来的には何か考えておられますでしょうか、どうでしょうか、この点、支障がない範囲内で結構ですので、ちょっと聞かせていただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、日吉津保育所、こちらの定員の考え方につきましては、以前委員会等の中でもお話をさせていただき、説明も何回かさせていただいたと思えますけども、一応180名というのは、最大今の面積でそのぐらいの人数は入れますよということでございますので、定員を若干増やす方

向性は考えておりますけれども、そこまでの人数を増やすという予定ではございませんので、その中で、先ほどお話のございました小規模保育所、こちらについてはゼロ歳から2歳、子供さんを保育していただいている施設になりますけれども、今回の1号認定の枠が広がってくるであろう想定のところにつきましては、3歳以上の子供さんが該当になってくるというところでございますので、こちらは今までどおり連携してゼロ歳から2歳は小規模、そして3歳になると日吉津保育所のほうで一緒に保育をしていくような連携を取って、今までどおりこちらのほうは協力体制で臨んでいきたいというふうに考えております。幸い本当に日吉津の子供は、今まだ増えて若干いるような状況もございますし、定員のほうはその辺の推移も十分見極めながら定めていこうと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。ありがとうございます。それを聞いてよく分かりました。小規模保育所のほうからも以前と同じように施設がよくなるほうにきて、いろいろ協働して施設を利用させてもらったりというような状況が確保できるということでございますので、ああ、いいことだなという気がしております。ありがとうございます。

それでは、以上で2番目と3番目の質問を終わらせていただきまして、続きまして、1番目の防災の関係、あと残りをお願いしたいと思います。村長のほうから本当に詳しく答弁いただきました。その中で、私、多少ちょっとどうかなという点がございまして、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まず最初に、1点村長にお聞きしたいんですけれども、このたび防災計画の見直しをされまして、どうでしょうか、日吉津の防災対策の将来の姿ですね、防災対応と言ったらいいんでしょうか、それはある程度固められたのでしょうか、もし、そうであれば紹介いただければと思います。それでもってちょっとあと、もしあれでしたら質問させていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。防災体制につきましの御質問かと思っております。この対策本部の訓練を昨年度行いまして、これを基に、この結果も踏まえたところで、このたび防災計画の改正を行ったということでございます。その訓練の結果、振り返りも踏まえたところで、なるべく動きやすい災害対策本部の体制というのをつくったつもりでございますので、当面この組織体制で、もし何かあった場合には対応していくことになろうかと思っておりますし、また、訓練する機会がまたあるかと思っておりますので、そういった場合にもこの体制で、また検証をしながら行って、また改善は必要だと思っておりますけれども、当面現在の体制で行っていくことが適切かなという

ふうにご考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 分かりました。今、防災計画も変わったちゅうか見直しされたばかりですので、差し当たりはこれでやってみてということだろうかと思えますけども、やはり私考えますのは、やはり災害対策本部がありますので、村長が対策本部長されます、村の対策本部があります。それと情報を事前、あるいは発災直後など、連絡体制を取って、いわゆる地区の防災組織ですね、自治会の組織といいますか、それが動いていくという形に多分になってくるんじゃないかならうかと思えますけど、ですから、1つだけがうまくいっても駄目だと、ですから、村の災害対策本部が機能が充実する、それと併せて受ける、受けると言ったらおかしいかもしれませんけど、実際に活動する地区の災害対策本部、これの充実もある程度今後やられて、なおかつその間の連携が本当に事前、それから発災時、あわせてうまく取れるちゅうのが、えらい抽象的な言い方なんですけども、大事ななという気がしております。災害対策本部の、いわゆる体制の関係でちょっとお話をさせていただいたらと思えますけども、先ほど部と班の編成、分かりやすいように、あるいは対応がよく分かるように班編成にしたと、5班編成とおっしゃいましたがね、されたということでした。体制表もちょっと実は頂いて、資料要求してつけていただいたのがございまして思うんですけども、村長、どうでしょうか、その体制表の5班の中の体制の人員、一部はどここの課から持ってくるという表現がしてありまして、全体の数は分からないんですけども、そのトータル数ちゅうのは、どのような形になりますか、今までと変わってきとるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

これまでは先ほどおっしゃいましたように、部がありまして、その下に班という構成にしておりました。それが実際やってみると、その部、班にするような多くのスタッフがいるわけでもありませんので、今現有のスタッフを分けるのであれば、班ごとというところが一番動きやすいだろうというところで班にさせていただきました。5つの班がございます。それで、人数的にはただ班編成を変えただけですので、人数的には変わってないということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。その関係でございます。人数的には変わらない、ですから、正規の職員の方が、その班組の中に分けて入っておられるということではなかろうかと思えます。私、以前ちょっと話ししたことあろうかと思えますけど、例えば非常勤の、会計年

度任用職員の方などが、この班編成に入られるちゅうことは駄目なんでしょうか、どうでしょうか。あるいは駄目だとしたら、訓練だけでも参加されたらどうでしょうかという気でいつもおるんですけども、その辺りどうでしょうか。いざいうときには使えると思います。もし班編成の中に入れなくても、その方のお住まいの村内やったらもちろん村ですし、それから、村外から通勤しとられる方はその場所で、お住まいのところで非常に役に立つんじゃないかと思うんです。かといって、日吉津の役場へ勤めてないと、会計年度任用職員の方がその地元での訓練へ参加されるちゅうのもなかなか大変だと思いますので、あたりなかつたりちゅうこともあろうかと思いますが、その辺りは検討されましたんでしょうか、どうでしょうか。あるいは不可能なんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

ここで書いております想定としましては、正規職員ということになるんですが、実際に災害が起きた、それが時間中であれば、当然会計年度任用職員さんも働いておられますので、この一員として動きに加わっていただくということは考えられますし、していただければいけないことを思っております。訓練につきましても、昨年度は職員が正規職員のみでしたけれども、今後はそういうことを考えますと、会計年度任用職員さんも合わせた訓練というのも計画していきたいなというふうには考えているところです。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。もう少しお聞きしたいと思います。

次にお聞きしたいのが、いわゆる村の災害対策本部と地区の自治会なり防災なりとの連携の関係です。情報連絡関係でございますけども、先日来いろいろお世話になってまして、IP無線使ったりして、村の役場の総務課のほうに連絡取らせていただいて、毎月特定の日、うまく通話ができるかどうか確認させていただいたりはしとるんですけども。IP無線、これが本当に命綱になりやせんかという情報連絡の関係で、非常にいたします。SNSちゅうんですかね、スマホなんかを使っての連絡もできるんですけども、いざいうときには、これが非常にビジーになって通じないという状況もありますんで、やはりその辺りはIP無線、もう少し活用を検討したらどうかという気がしております。実は、各自治会に1台ずつ、自治会の場所によっては2台あるところがあるんですけども、例えば公民館と集会所というようなところは2台ある。私のところは2台あるんですけども。これ実はお願いして、各責任者に持って帰らせております。というのは、想定は役場の担当者の方が公民館なり、集会所に来られまして、そのときに、いわゆ

る災害対策本部等の連絡に使われるちゅう想定の下に充電しておられるということのようですが、その辺りがもし唯一のあれになるんだったら、誰が使わにゃいけんような状態になるかもしれません。あるいは立ち上がりの段階で、なかなか人が集まらん可能性もあるんじゃないかと思ひまして、実はそのようにお願いして、お世話になってるような状況ですけども、実は以前も話したと思ひますけども、SNSを使ひまして、地区の災害対策本部、災害対策組織ですか、地区防災組織ですか、地区防災組織の中で平日、あるいは土日なんかは、みんなほとんど今スマホを持っておられますので、そこで出れますかどうかということで、確認4回ほど取ったことがあります。4回ほどですね。そうしますと、平日の昼間というのは、いいですよ、出れますよと言われる方は25%ぐらいです。よくいってそうです。これはやはり逆に言えば土日は役場のほうお休みですので、災害対策本部に参集される、集まってこられる方の招集ちゅうのもなかなか難しいんじゃないだろうかと。ですから、いわゆる言葉は悪いんですけど、抜き打ちといいますか、これのいわゆる招集訓練といいますか、をやってみられれば、本当その中での実態が分かるんじゃないだろうかと思ひますけど、そういう本当に体制が弱いときに人の集まりが非常に難しいケースが出てくるんじゃないかと思ひますけども、その辺りは多少は検討されとりますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えいたします。

実際に災害、台風とか、大雨とかあった場合には、いろんな情報を職員のほうに流すようなことはしております。その中で、いますぐ招集というようなことはないんですけども、その都度に、そういった試験的なことはして確認はしておりますので、いざというときも大丈夫かなとは思っております。ただ、具体的にじゃあ抜き打ちで集まってくださいというようなことは、まだやったことがありませんけれども、またそういうことも必要に応じて検討していく必要があるかなとは思ひます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 分かりました。ありがとうございます。

もう1点、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。防災士の関係の運用の関係、二、三日前の南部町の防災士連絡協議会が発足になったということで、陶山町長さんが、陶山清孝さんですかね、町長さんが非常に心強いという感想を報道に述べておられましたですけども、この辺り、連絡協議会を本村も立ち上げられるということでお聞きしておりますけども、この辺りの進捗状況というのはどうなんでしょうか。いろいろ構想などは出来上がりつつあるんでしょうか、ある

いはできておるんでしょうか。その辺りちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

村内に22名の防災士の方がいらっしゃいまして、今年度の予定といたしましては、日吉津村防災士連絡協議会というようなものは立ち上げて、これはまだ仮称ですけども、その中で防災士の皆さん同士の情報連携ですとか、災害に気づいたら被害の防止、軽減というものを図っていただきたいなということで、そういった会を立ち上げようというような計画はしておりまして、規約の案というところまでが確定しておりますが、ただ、実際にちょっと動けてないというところが現状ですので、早めにスタート切りたいと思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。ありがとうございます。現在準備していただくと、準備中だということをお聞きしましたので、それを楽しみにお待ちしております。この防災士制度もたしか始まってから5年ぐらい経過しますよね。5年経過しますけども、せっかく公費で資格取らせていただいて、そこへのいわゆる防災士連携を通じての情報提供ちゅうのはほとんどまだできてないと思いますけども、やはり組織を早急に整備していただいて、そういう連絡を通じて、常日頃の必要な情報を流していただいたらと思います。幸いにスマホなんかのLINEなど、役場のほうもああいうことでQRコードなども使われまして、友達登録もしてくれということで、行政上使っておられますけども、ああいうような形で本当に必要な情報を取らせていただいたら、あるいは提供いただいたらと思いますので、ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

それから、最後1点だけ、ちょっと確認でございますけども、現在7自治会本村にはあります、7自治会。このうちで、いわゆる独自の防災会ができてるところ、あるいは自治会長さん自身が防災の組織の責任者になっておられるところ、これの区分けはわかりますか。独自の組織が出てきとるのは7自治会のうちのどれぐらいありますでしょうか。それ最後にお聞きできればと思いますけど。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

独自の会を立ち上げておられるところは、一応組織があるというふうになっているところは6自治会あると……（「6自治会」と呼ぶ者あり）そのリーダーが自治会長なのかどうかということまでは把握してないところです。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。ちょうど時間になりましたので終わらせていただきます。どうもいろいろ御丁寧な答弁ありがとうございました。以上です。

○議長（山路 有君） 以上で、井藤議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。なお、明日6月8日午前9時から一般質問2日目を行いますので、議場に御参集ください。御苦労さまでした。終わります。

午後3時25分散会
